

平成28年第3回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年3月4日(平成28年2月23日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年3月16日(水) 午前 9時30分
散会 午後 3時33分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学		
教育委員長	森岡 弘典	教 育 長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史		

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成28年第3回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成28年3月16日(水) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成28年第3回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

平成28年3月16日(水)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番大屋議員、9番中村議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(辰田直久) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第3号、平野議員登壇をお願いいたします。

- 平野議員(平野一成) 議長。

- 議長(辰田直久) 3番、平野議員。

- 平野議員(平野一成) はい、3番平野一成でございます。ええ、皆さん、ヒューバフオウメンタ、これはフィンランド語でおはようございますという意味だそうです。改めましておはようございます。二日目の1番バッターとして質問に立たさせていただきます。ええと、本定例会はですね、まあ、第2次総合振興計画や過疎地域自立促進計画、それから地方創生関連事業がスタートする時点ということで、まあ、邑南町の今後5年、10年それ以上に渡るゆくえを左右する大事な議会になるんじゃないかという認識を持っております。ええ、去年の、ええ、ああ、昨日7番議員さんとのやり取りで、まあ、財政的には非常に厳しい運営が予測されるということがありました。ただまあ、この近年、あのう、邑南町はまあ、石橋町長を先頭にした先駆的アイディアによります町政運営によって、まあ、町民の皆さんの中に少しずつでも自信というものが芽生えつつあるんじゃないかという感じをしております。で、まあ、本年秋に町長選が予定をされておりますけれども、まあ、引き続きですね、石橋町長がひっぱっていただけるかどうかというのは、今現在ではまだ分かりませんが、この、あのう、芽生え始めているいい流れというものを切ることなく、まちづくり基本条例を礎として町民の皆さんが希望と笑顔をもって、誰もが今よりも一歩前へ前進することができるように、そのような確かな施策の推進を石橋町長を中心として執行部の皆さんにもお願いをしたいというふうに思います。から、昨日の町長答弁の中に地区別戦略のお話が出ました。12公民館の内、あと二つでとらんよということでございまして、まあ、私も、ええ、田所地区に

住んでおりますので、現在田所地区でも、ええ、戦略会議を、田所をどがあずしょう会と名前を付けてですね、今必死で戦略を練っております。で、今回のこの地区別戦略を考える上で、非常に地区にとってよかったなあと思いますのは、やはりこれまでにない、そのう、若い地域の人たちが一堂に会して地区全体のことを考える機会をいただいということは非常によかったなというふうに思います。まあ、近々町の方に対して、戦略は出てくると思いますので、楽しみにしておいていただきたいと思いますし、まあ、その際には町長にもまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。で、今回一般質問で2点ほど通告をさしていただいておりますが、まあ、先ほどのこれからの財政、きびしいという話の中でも、ええ、特にですね、やはりこれからますますまだ高齢化あるいは、ええ、若い人たちがなかなか増えていかないという背景の中で、まあ、どうしても老人福祉でありますとか、ええ、子育て支援等でやはり、いわゆる民生費というものが大きな比重を占めていくようになるというふうに思います。それで今回、一番最初に取り上げましたのは、ええ、パラリンピックのキャンプ招致活動を今後のまちづくりにどうかしていくかということを取り上げておりますけれども、まあ、このパラリンピックのキャンプ招致を通してですね、この、ええ、今後の民生費に対する考えの中でやはり障がい者福祉ということにも少し思いをはせる機会がいただけたのではないかというふうに感じております。そこで、パラリンピックのキャンプ招致に立候補したその思いとですね、目的というものを、これまで昨年の3月だったですかね、立候補を表明されたのは、で、その後1年間でいろいろと取り組みをしてきていただいておりますけれども、まあ、町民の皆さんに対してですね、ええ、実際にこういう目的で、こういう狙いでやるんだということが、なかなか表に、今まで出てきてないのかなあという思いがあります。そういう意味で、今回具体的に、ええ、フィンランドという国を特定をされ、またゴールボールという競技も決められて、これから交渉に入っていられるわけですが、その立候補した目的、あるいは意義について、そしてこのキャンプ招致事業が今後の町の事業の中でどういう位置づけを考えておられるかについてまずお聞きしたいと思います。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 番外

●議長(辰田直久) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) ええ、パラリンピックキャンプ地立候補した狙いについてのご質問でございますが、将来を見据え、持続可能な町づくりを考えたとき、パラリンピックのキャンプ地誘致に向けた取り組みによりまして、まずもって将来の隣人である子どもたちに夢を与えたい、夢を持っていたきたいという思いがまずあります。このことによりまして、将来をつなぐ担い手として、ふるさとに誇りを持ち、それぞれの課題に対して、目を背けることなく真摯に向き合っていただけと考えました。併せて、パラリンピックに関心を持っていただくことによって、スポーツへの関心が高まって、健康意識が

醸成され、他国の誘致によりまして意識のグローバル化、さらには誰もが幸せと感じる福祉、障がいについての理解などの意識改革、またさらには観光客誘致等、この取り組みが邑南町にとって有益であると考えて立候補することに至りました。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええ、この立候補に対する思いというのは、おそらく町民の皆さんも共有しておられるのではないかというふうに思います。それで、まあ、先般新聞報道で交渉国はフィンランドという大きな報道がなされましたけれども、まあ、おそらく、これですね、これを見られて町民の方は、なんじゃこれはという思いがされた方もおられるのではないかというふうに思います。そういう意味で、まあ、これまでもあのう、A級グルメ等でも、いろいろと議論をさせていただきましたが、やはり、結局まあ、わしらにゃあかんけいなあわというふうな思いが町民の皆さんの中に広がっていくことは、さなければいけないというふうに、私は感じております。まあ、このこれからの交渉がどのように進んでいくかっていうことも見守る必要がありますけれども、それと加えてですね、やはり町民の皆さんに対してやはり皆さんの協力が必要であり、またあらゆる機会を捉えてですね、ええ、町民の皆さんにこういう意識啓発ということをしていく必要があるというふうに考えますので、今後も広報等でも、いろいろとあのう、機会を捉えてですね、広報していただきたいというふうに思います。それから、先ほどの中で子どもたちへの夢、あるいはスポーツ、健康に対すること、グローバル化、そしてあのう、インバウンドということをおっしゃいました。まあ、インバウンド事業の中で、今これからどんどん積極的に進めて行かれるわけですが、あのう、非常にこのインバウンド進める上で、このう、キャンプ招致というのは大きな意味を占めているんじゃないかというふうにも思います。それで、まあ、ゴールボールでありますとか、フィンランドという国、まあ、我々には少し馴染みの薄い競技であり、また国であるというふうに思いますけれども、この二つ、まあ、ゴールボールとフィンランドという対象国を選んだ理由、背景というものをお尋ねしたいと思います。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 番外

●議長(辰田直久) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) まずゴールボールに決めた背景でございますが、ええ、キャンプに立候補する際に、ゴールボールを始めとするスポーツそれぞれの国際競技連盟が定める施設の要件を満たす機能が備わっているかという条件をクリアする必要があります。また、併せて、今後の邑南町においてその競技の普及の見込み及び設備投資等を考えて、第1回の実行委員会で、ゴールボールということに決定されました。ええ、それからフィンランドということについてでございますが、2月の第2回の実行委員会で交渉国をフィンランドとすることが決定されました。ゴールボールは視覚障がい者の

方のスポーツで、3対3で行うアイシェードという目隠しをしながら、ああ、障害があるなしに関わらず、ええ、一緒にコートに立てるという福祉教育でも、そういった面で非常に重要なスポーツであるということで、ゴールボールに決定しとりますが、そのゴールボールは、ええ、団体スポーツでありまして、2018年世界選手権等の予選会を経て、東京パラリンピックに出場する10か国が決定する予定となっております。ええ、このことを考えるとまず、誘致する国は強豪国を選定するという必要があります。フィンランドは前回のロンドンパラリンピック大会で金メダル。ちなみに女子は日本が金メダルでございました。ええ、このような強豪国でありまして、また、福祉、教育の先進国で子育て対策においてもネウボラという相談体制が先駆的な取り組みとして注目されております。邑南町が目指す日本一の子育て村に合致した国であるということで、今後、大会後もフィンランドとの交流拡大が期待できるということで、ええ、フィンランドということに考えておる次第でございます。ええ、今後は、招致活動といたしまして、在日フィンランド大使館や日本ゴールボール協会とのアプローチによりまして交渉に入ってまいりたいとこのように考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、ゴールボールということとそれからフィンランドということとを、選定をした理由について述べていただきましたけれども、まあ、実際にまあ、キャンプ招致に入っても、オリンピックに、ああ、パラリンピックに出られなければなかなか難しいということで、まあ、強豪国を選ばれたということは理解をいたしました。それで、あのう、先般、まあ、田所公民館の方で、あのう、2木クラブと言いまして、月に1回第2木曜日に集まって、若い人たちがいろいろとまあ、井戸端会議をするんですけれども、その中でこの話題を出しましたところ、そのフィンランドという国に対して、いろいろとみんなで考えてみようやということがありました。その中で、まあ、フィンランドというイメージは、まあ、皆さんご存じのいわゆるサンタクロース、それからムーミンですね、こちらの方が、まあ、生まれたといえますか、そういう国あるということと、それからやっぱり若い人たちはあのう、スマホやなんかですぐ検索をしてですね、あのう、出雲市の多伎町ですかね、そこにフィンランド協会というのがあると、それはあのう、キララ多岐を設計する時に、いわゆる北欧風の建物にしたいということで、このフィンランドのほうにいわゆる設計とかそのへんを依頼をして、その後活動、友好都市を結んでおられるそうですけれども、まあ、そういうものがあるという、やっぱり若い人は若い人なりにそういう機動力を使ってすぐに調べていただいたりすることもあり、まあ、島根県の中にフィンランド友好協会があるということを知って、私もびっくりしたんですけれども、まあ、あのう、パラリンピック協会でありますとか、フィンランド大使館、そのへんのアプローチも非常に重要だと思います。ほいで、まあ、近くにですね、

こうした協会もあるというようなこともやはり参考にさせていただいてですね、今後の招致活動に向いて、あのう、頑張って招致を勝ち取るようにしていただきたいというふうに思います。やっぱりあのう、夢のある事業であるというふうに思いますし、まあ、みんなが下を向かずにですね、上を向いて、やっぱり夢を追いかけながら、事業を進めるというのも非常にいいことだと思いますので、ぜひ招致を成功するようにお願いしたいと思います。ええとそれから、まあ、今定例会に先立ちまして、ええ、町長の施政方針の中で、この合宿招致に向けて、ええ、推進室というのを生涯学習課の中に設けるということがございました。まあ、現在生涯学習課、社会教育の方で、ええ、招致活動を担当していただいておりますので、生涯学習課の中ということも理解できるんですけども、やはり町として取り組むのであれば、ある意味町長部局の中へこうした推進室というものが必要なのかなという気もいたします。が、それはそれとしましてですね、ええ、この推進室の人員体制について、まあ、来年度人事のことでもありましようから、なかなか難しいかも分かりませんが、どういう体制で臨んでいこうとしておられるか、もしできましたら伺いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) おっしゃるように、あのう、人事の話なんで、非常にあのう、答えづらい問題ですけども、あのう、推進室を設けるというのは確かに議会で申し上げました。で、これもあのう、看板だけ掛けてもやっぱりいけませんし、しっかりした体制づくりということをやっていかなきゃならないと思います。で、現段階で言えることは生涯学習課内に推進室を設けて、室長は1人、課員が1人、また通訳ができる方がまあ、1人と、まあ、こんなイメージで今考えております。以上でございます。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、まだ詳しいことは言えないということですけども、まあ、これまでですね、あのう、生涯学習課の中で、社会教育担当の職員の方が、まあ、いわゆる非常に頑張っていていただいていた招致活動をしていただいておりますけれども、まあ、その中でこの議会の中でも意見がありましたけど、やはりその招致活動への人員、組織でありますとか、人員体制について、少し懸念というものが表明されておりました。そういう意味ではこうやって、推進室というものを立ち上げていただいて、まあ、人員はどうか分かりませんが、一応まあ、これまでよりも、あのう、厚くして今後の招致活動に入っていただくということで、非常に私としましては今お聞きして安心をいたしました。で、この、これからの招致活動ですけども、先ほどまあ、ゴールボール教会でありますとか、大使館との交渉ということを言われましたけれども、この中で、あのう、ホストタウン構想というものが、載っておりますけども、このホストタウン構想という

ものこの招致活動、そのものとの関係について、ええ、どういう関係にあるのかお聞きしたいと思います。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 番外

●議長(辰田直久) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) まず、ホストタウン構想でございますが、ええ、これは国の事業でございます、ええ、2020年の大会開催に向けて、ええ、スポーツ立国グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国、地域との人的、経済的、あるいは文化的な総合交流をはかる自治体、地方自治体をホストタウンとして、ええ、全国に広げるという、国の事業でございます。ええ、第1次締め切りが終わりまして、鳥取が採択されているというふうにまあ、聞いておりますが、その第2次募集に向けて今準備を進めているところでございます。ええ、おもてなしの心が発揮できるような町にしていきたいというところで、ええ、このホストタウン構想をできれば採択に向けて、ええ、動き出していきたいというふうに考えているところでございます。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、ホストタウン構想に出できれば、ということを言われましたけれども、そのホストタウン構想に入るか、入らないかということで、その後の招致活動になんら、なんか影響があるのかなのかそのへんをお知らせください。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 番外

●議長(辰田直久) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) えと、ホストタウン構想に採択される、されないということは、あのう、まあ、あのう、できればそのような計画書をしっかりとした計画を持って、ええ、登録をされるように、あのう、採択されるように頑張ってまいりたいと思いますが、ええ、たとえ、あのう、採択されなくても邑南町にとっては、パラリンピックレガシーと言いますか、ええ、そういったボランティアの数が非常に増えたであるとか、それからおもてなしの心を町民の皆さまが発揮されたりとか、それから将来を担う人材が、ええ、そういった優しい心を持ったり、思いやりの心を持つというのは、パラリンピックレガシーと言います財産が残るというふうに考えております。招致活動への影響はないというふうに意識をしております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええと、委員会なんかでの説明ではですね、あのう、いわゆる国からの、いわゆる補助というか、まあ、特別交付税でその交渉活動にかかる費用の2分の1をという話がございましたけれども、そのへんに関しても影響はないという

理解でよろしいですか。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 番外

●議長(辰田直久) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) ええ、あのう、交付税の対象となっておる事業でございます。ええ、そういった点では、あのう、財政協議をしてみたいと思っております。あ、採択されない場合ですね、はい、あのう、あらゆる、まあ、財政的なこともありますので、いろいろな事業を考えながら財政協議をしながら進めてまいりたいというふうに、まあ、思っているところでございます。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) えと、まあ、財政協議というふうに言われましたけれども、要はホストタウン構想に入っても、入れなくても邑南町としては、その招致活動は必ず続けて行くというお考えでよろしいでしょうか。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 番外

●議長(辰田直久) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) ええ、議員おっしゃいますように、そのように考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええ、私もあのう、決して国からの援助が無ければ止めろと言ってるわけではございません。まあ、そのへんは非常に、あのう、やっぱり町民の皆さんにとってもですね、これは非常に大きな夢のある事業になる可能性があると思いますし、まあ、インバウンド事業に取り組んでおる町長、ああ、町としましてもですね、ええ、これからこのことを柱としてですね、インバウンドに積極的に取り組むこともできるのではないかとこのように思います。ええ、先ほどあのう、体制の中で、いわゆる通訳の方ということがございました。で、先般の委員会です、ええ、商工観光課の方で、来年度からいわゆる、まあ、これは以前私がお願いしとったことなんですけども、国際交流員がいよいよ配置ができるという報告をいただきましたけれども、このインバウンド事業にかかる国際交流員と、この、ええ、ホストタウン、ああ、パラリンピックキャンプ招致に従事していただく、その通訳の方というものを、どういうふうに活用されるかということが非常に重要になってくるのではないかと思います、そのへんにつきまして、商工観光課の方でお考えがあればお聞きしたいと思います。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(辰田直久) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、町といたしましても、あのう、議員おっしゃって

ただいておりますように、インバウンド、いわゆる外国人観光客の誘致については現在力を入れて進めてるところでございます。ええ、先ほど紹介いただきましたが、兼ねたから要望しておりました邑南町の国際観光推進員、これは英語の略称で言いますと、C I Rと言いますが、このほどまあ、決定をいたしまして、来月4月の中旬から当面1年間邑南町に滞在をしまして、ええ、インバウンドを含めた国際観光事業の推進に力を発揮していただくことになっております。ええ、名前はキャサリン・エリザベス・シンプソンさんと言いまして、ええ、これは27歳のアメリカ人女性でございます。ええ、まあ、あのう、やっていただく業務の内容をちょっと紹介をいたしまして、あのう、生涯学習課との関係についてもお話をしたいと思いますが、まずあのう、やっていただく業務、大きく四つございまして、町の国際交流関係の事務の補助、ええ、これは例えば外国語の刊行物などの編集とか翻訳でございます。ええ、そういったものでありますとか、国際観光推進事業の企画、立案および実施にあたっての協力、助言、それから外国からの訪問客の接遇、イベントでの通訳、ええ、そういったものがございます。また地域の住民の皆さんに向けての語学指導、それから地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、ええ、地域の住民の皆さんの異文化理解のための交流活動といったものが、挙げられます。まあ、当然のことでございますが、ええ、英語と日本語の通訳や翻訳ができる方でございますので、日本語の能力は非常に高い方でございます。ええ、で、商工観光課としましても、今後先ほどから話が出ております、パラリンピックのキャンプの招致ということについても、ええ、教育委員会と連携をとりながら、ええ、能力を発揮していただくように考えております。ええ、まあ、しかしながら所属としましては商工観光課ということで、ええ、連携はとらしていただきますが、ええ、今後いわゆる観光の推進、国際観光の推進という事での位置付けでございますので、いわゆるインバウンドであるとか国際観光に向けてのを中心業務としては行っていただきたいというふうに考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええ、今のC I Rさん、ええ、キャサリン・シンプソンさんですか、それから、あの生涯学習課の方でパラリンピックキャンプに関わられる通訳の方、非常にこれからのですね、邑南町の国際交流、あるいはまあ、世界にも羽ばたける人材の育成というところにおきましては、非常にあのう、有意義な人員配置かなというふうな、感じておりますので、今後ともですね、ええ、協力をしていただいて、ええ、業務の推進にあたっていただきたいというふうに思います。まあ、先ほどのホストタウン構想の話でもありましたけれども、この招致に成功するということになりましたら、やっぱり、町の将来にとっても非常に明るい夢のある事業であろうというふうに思いますし、またたとえ招致できなくともですね、まあ、これはいうちゃあいけませんが、こ

うした取り組みあるいは交流を通じてですね、大きな財産というものが町にもたらされる可能性は非常に感じるものであります。まあ、今後のインバウンド事業の推進にも深くかかわってきますし、こうした人的交流を通じてですね、子どもたちや青少年教育、ひいては定住施策ということにもつながっているし、またこれをつなげていかなければならないというふうに思います。そういう意味ではまあ、町民の皆さんの協力はもちろんですけども、庁舎内での課の垣根を越えた横の連携、そして職員の皆さん全員の意識しての取り組みということが必要であろうというふうに思います。まあ、一番最初ですね、このキャンプの招致の狙いというところで、ええ、町長のご意見を伺いたかったんですけども、今回、今日の議論を通じてですね、町長に全体を通して、ええ、改めて思いというものを聞きたいと思いますがいかがでしょうか。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええ、まあ、思いというのは従来から言っておりますようなことでありますけども、やはりあのう、今までの旧町村からそしてそれを受けついで邑南町もですね、ええ、いわゆる福祉あるいは教育こういったものを柱だてにしながら、まちづくりをしております。ええ、それと今回の2020年の特にパラリンピックについての趣旨が正に合致するので、やはりそこへ向って夢を持ちながら、レガシーと言われる遺産を残していこうとその過程が大事なんだということでございます。それは必ず今後の邑南町のまちづくり、ひいては子どもたちの成長につながってくるんだらうと、まあ、こういうように信じております。で、まあ、その中で、あのう、今課長の答弁もありましたように、ホストタウンに万万が一漏れても、これはやはり私もやっていく必要があると思うし、ええ、まあ、それは平野議員もその気持ちは一緒だというふうにまあ、おっしゃっております。で、まあ、ここでそのホストタウンになぜ入らなきゃいけないかっていうことの、まあ、理由でありますけども、多少繰り返しになりますが、これに入ると、もろもろの費用が半分国から特別交付税で措置されるということでありますので、これはやはり入らない手はないというふうに思いますし、ええ、入る努力がまた大事であって、入るためにはいろんな計画作りを出していかなきゃいけません。で、そのために今努力をしてるわけではありますが、必ずしも出したから、申請をしたから入るという状況にはなっていないというふうに、まあ、感じております。ええ、一次登録の審査の結果ですね、ええ、申請ケースが69件あった中に、25件は漏れてます。つまり44件だけが一次審査をパスと、残り25件は漏れてるんだけど、しかしこれは漏れてだめよっということではなくて、ええ、今後その相手国との交渉の進捗状況や計画の練り直しをやりなさいということで、再チャレンジをなさいっていうことであります。ええ、で、この44件のですね、審査をパスしたところを、自治体を見ますと、ほとんどが、過去から現在まで、ええ、もう既に交流を始めている国、あのう、自治体

なんですね。で、鳥取県も、鳥取県全体でその、今度はホストタウン構想に入ったわけですが、これはもう従来からジャマイカとずうっとスポーツ交流をやってる、あるいはあのう、中国地方あと一つあるわけでありましたが、倉敷市ですね、ええ、倉敷市についてもニュージーランドと、これはもう1973年からずうっと交流をやってる。そういう実績があるところがもうほとんどこれ44の中身です。じゃあそれを邑南町にこう振り返って考えてみますと、邑南町は全くどの国とも交流やっておりません。ええ、その中で、まあ、フィンランドということを決めておるわけでありますので、ええ、そのへんがかなり性根を入れてやっていけないといけないし、計画づくりにもなぜフィンランドかということをやっぱり相当おりこまなきやいけないと思います。ええ、それで、まあ、議員のご指摘があった出雲フィンランド協会も、まあ、承知はしております。私どもも。まあ、そういったところの話やら、あるいは今ちょうどタイミングよく、そのフィンランドが発祥と言われるノルディックウォークがありますね、邑南町では今盛んになりつつあります。で、5月の末には第一人者であります荻原健司さんと呼んで、まあ、第1回目のそのキックオフイベントっていう形でやろうというふうに、まあ、思っておりますし、ええ、それから日本ゴールボール協会とはですね、これはもう昨年からずっと連携をとっております。で、荻原賢司さんはあのう、フィンランドの親善大使ということも聞いておりますし、まあ、そういうような様々な人脈をまあ、お願いしながら、フィンランドにアプローチをしていかなきゃならないなあと、まあ、いうに、まあ、思っております。で、そのためにもただそのう、人を介してということも大事ですが、まずはこっちからフィンランドに行ってみると、で、やっぱり我々のそのまちづくりの話やフィンランドからいろんな点を学ぶ話やらそういうものをやっぱり勉強するためには行ってみる必要があるんだろうと思います。そっからが私は出発であって、必ずしもフィンランド大使館に行ったから、あるいは日本ゴールボール協会と話をしたから、そんなことでフィンランドがOKするというふうに私は思っておりません。いかに熱意をこっちが伝えるかということになりますと、まあ、これ私の、これも考えですけども、年内中には1回はフィンランドへ行かないとこれは話にならないなというふうに、まあ、思ってます。誰が行くのかっていうのは、まあ、いろいろとまあ、考えていかなきゃなりませんが、そこには当然、ええ、まあ、子どもたちも入っておればいいことはないのかなあと思っております。ええ、現在島根県ではですね、ええ、まあ、新聞報道にもよるんですが、あのう、邑南町がございます、そして奥出雲がホッケーで誘致活動をやろうとしている、益田が最近自転車で誘致活動をしようとしている。ええ、ただ、奥出雲も益田もまだどの相手国ということは決めておられないようであります。ええ、まあ、邑南町はもうフィンランドに、我々は交渉国としていこうとしてる。一步まあ、先行してる状況ではあります。まあ、そういう意味では島根県もまあ、注目をいただいておりますので、やはり知事や関係部局にもぜひ協力をお願いをしてですね、県としてやっぱ

り対応していただくことも大事なのかなってということで、私はまあ、県にも説明をしていかなきゃならないなあと、まあ、いうふうに思っております。いずれにしても、あのう、ええ、ホストタウンに入ることがですね、やはり私は非常にまあ、大事な話だと思っておりますので、ええ、現段階ではそこに向けて、ええ、全精力を注入していく、そしてこのホストタウンは一次募集は終わりました。で、第2次募集、我々はそこに向かって行くんですけども、第3次募集もあります。国は随時募集を受け付けておりますので、1回、2回で終わりっていうことではございません。まあ、以上を申し上げてよろしくお願ひしたいと思ひます。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええとホストタウン構想でのチャレンジとそれからまあ、万が一ホストタウン構想に入れなくとも邑南町としては、この招致活動は続けていくというお言葉をいただきまして、私も心強い、安心をした思いであります。で、まあ、このホストタウン構想を勝ち取ることがまあ、あれですね、財政的なこともありますので、一つの大きな目標にはなろうかと思ひますけれども、まあ、このことに向けて、やはり我々も協力は惜しまずにやっていかなければいけないと思ひますし、またそのフィンランドという国を訪れるということも言及されましたが、やはりこのオリンピック招致なんかでもそうですけれども、やはりその国民、あるいはその住民がいかにそこに熱い思いを持っていくかということも非常にだいじだろうというふうに思ひますので、まあ、今後でもですね、町民の皆さんにこうした夢を与えて、そしてこうした行動を通じて、まあ、いわゆる障がい者福祉あるいは福祉の心を更なる醸成を生み出すような取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思ひます。まあ、本町の明るい未来へ続いていくことを期待して今後の取り組みに注視していきたいというふうに思ひます。そうしましたら、次の質問に入らしていただきます。ええ、障害者差別解消法についてというふうに挙げておりますけれども、まあ、あのう、これは平成25年に成立をして、本年の4月1日より施行になるというふうに、出ておりますけれども、まあ、先ほどのパラリンピックのことでもやっぱり障がい者という視点である程度申し上げましたけれども、まあ、これはあのう、私の父親も身体障がい者でございまして、まあ、長年苦勞を重ねてきておるのをこの目で見てまいりました。から、昔からですね、やはりこうした障がい者への差別ということが非常に時代が時代だけにあからさまに受けてきたということを父親から聞いてきた経験があります。で、これまで、まあ、いわゆる社会的マイノリティと言ひますか、あのう、多勢ではない障がい者ということに対してですね、様々な法律や制度というものが幾度の変遷を経て整備をされてきておりますけれども、この障害者差別解消法なぜ今この法律が必要なのか、これが成立した背景、そして法律の概要についてお伺ひしたいと思ひます。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 番外

●**議長(辰田直久)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 障がい者の人権保障に関する初めての国際条約である障害者の権利に関する条約が平成18年、2006年でございますが、国連総会で採択され、わが国は翌平成19年9月に署名し、条約批准に向けた国内法の整備が進められてきました。そして、平成25年12月、障害者の権利に関する条約の承認案が国会で可決され、翌平成26年1月批准されました。障害者の権利に関する条約では、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等について定められております。この中で大事な考え方、社会モデルと呼ばれる考え方が新たに反映されております。社会モデルとは障害は障がい者ではなく、社会が作り出しているという考え方でございます。この国際的な約束に基づいて、具体的な国内法の整備が進められましたので、少し紹介させていただきます。法律名は略したもので説明させていただきます。平成23年ですが、障害者基本法の改正が行われております。これは目的規定の見直しです。すべての国民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとしてあります。いわゆる先ほどの社会モデルにおける共生社会の実現でございます。それから障がい者の定義の見直しが行われております。これまでの知的、身体、精神に加えまして、発達障害、それからその他心身の機能の障害というものが定義に加えられております。それから社会的障壁の除去に対する合理的配慮、障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうとされております。それから同じく平成23年には障害者虐待防止法が制定されております。これは虐待防止の措置でありますとか、通報と対応、また虐待をしてしまった人への支援ということが配慮されております。それから平成24年には障害者自立支援法というのが障害者総合支援法というふうに名前を変えました。これは障がい者の範囲の見直しあるいは障がい支援区分への名称、定義の改正が行われております。それから平成24年、障害者優先調達推進法が制定されております。これは国や地方公共団体に対して、障害者総合支援法に基づく事業所、福祉施設などから優先的に物品・サービスを購入する努力義務を課したものであります。そして平成25年、障害者雇用促進法が改正されておまして、これも、これについては本年4月1日施行されます。これは雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いの禁止。事業主に障がい者が職場で働くにあたっての合理的配慮を義務付けたものでございます。そして、お尋ねの障害者差別解消法についてもこの一連の流れで、平成25年に制定されたものでございまして、本年4月1日に施行されます。主な内容は不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮を義務付けるものでございます。

●**平野議員(平野一成)** 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええ、この差別禁止法が成立した、していくまでの、まあ、背景についてご説明をいただきましたけれども、ええと、今その中で出てまいりました合理的配慮ということで、少し説明がございましたけれども、この先般2月の新聞報道にありまして、まあ、この地方自治体あるいは民間への国からの周知が非常に遅れており、ええ、危惧をされているというような記事がございました。合理的配慮というものは具体的には、いわゆる、いわゆる地方自治体あるいは民間にとってどのような対応をしなければいけないのか、特に新聞の中では学校や交通機関あるいは一般の商店などにも影響の多い法律であるというふうに書いてございましたけれども、どのような影響があり、それぞれどういう対応が求められるのかということをお聞きしたいと思います。

●沖福祉課長(沖幹雄) 番外

●議長(辰田直久) 沖福祉課長。

●沖福祉課長(沖幹雄) 先ほどの、あのう、障害者権利条約の中で障がい者に合理的配慮をしないことは差別になるというふうに決められております。合理的配慮とは、障がい者が困ることを無くしていくために周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のことです。そして第5条では国が障害に基づくあらゆる差別禁止し、合理的配慮がされるよう手続きをとることも決めておられます。で、あのう、具体的な例でございますが、例えばあのう、車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをすとか、あるいは窓口で障害のある方の状況に応じて、あのう、筆談で話すとか読み上げを行うとかというような内容でございます。具体的にはあのう、国の方の指針でいろいろ示されておりますけれども、あのう、あくまでもあのう、無理のない範囲でというところでございますので、そのへんの兼ね合いというのは、あのう、4月1日スタートしてみても実際に事例がそれぞれ、あのう、出てくるというふうを考えております。それからあのう、この合理的配慮につきましては国の行政機関と地方公共団体には法的な義務が課せられますのでしなくてははいけません。ただあのう、民間事業者において今のところは努力義務ということになっております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(辰田直久) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええと、地方公共団体等には義務であり、民間団体には努力義務というようなことがありましたけれども、まあ、これもちょっと身内のことですが、うちの息子が今社会福祉法人に努めており、ええ、障がい者さんのお世話をさせていただいておりますけれども、あのう、彼が言いますにはやはりその民間団体の努力義務というところがちょっと甘すぎはしないかというようなことも申しております。まあ、そこをやっぱり努力義務で終わっているとなかなか民間もいい方向には向かわないんじゃないかということで、このへんはまあ、今後まあ、国の考えられることかも分かりませんが、まあ、町としてもですね、そのへんはいろいろと考えていっていただきたいと

いうふうに思います。それから、ええと、この差別解消法の中ですね、障害者差別解消地域支援協議会が地域で設置できるというふうに書いてありますけれども、まあ、当町の場合におきましてはこの協議会、どのような扱いになるのか、また今後町民の皆さんにこの法律を周知していく上で、ええ、町の対応への考え方そして今後考えられる課題等についてお聞きしたいと思います

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 番外

●**議長(辰田直久)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 先ほどの、あのう、障害者差別解消法の第17条で議員ご指摘がありました、地方公共団体は障害者差別解消支援地域協議会を置くことができるとされております。この協議会は、関係機関で障害を理由とする差別を解消するための取り組みを円滑に行うことを目的としております。この協議会の役割につきましては、邑南町地域自立支援協議会というのも今ございますので、そこであのう、今担えるように今検討しております。またあのう、地域自立支援協議会の方ではからしていただきたいと思います。それとあのう、PRの方でございますが、これまで2回広報おおなんに、あのう、この障害者差別解消法を掲載しておりますが、また4月以降実施されましたら、またあのう、状況がそれぞれ変わってくると思いますので、広報等さしていただきたいと思います。

●**平野議員(平野一成)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 平野議員。

●**平野議員(平野一成)** はい、ええ、地域づくり支援協議会ということで、まあ、今からですね、ええ、地域包括ケアシステムでありますとか、邑南町丸ごと支え合い活動等でもですね、まあ、このへんもしっかりと加味をいただいてですね、あのう、進めていただきたいというふうに思います。ええと先般ですね、町社会福祉協議会の地域福祉サポーター養成講座というのに参加をしてまいりました。その講義の中の一つに、ええ、現代は若さや強さに価値を置く社会であり、社会的弱者はしいたげられ、高齢者は厄介者という空気が作り出されていると、人間の評価が能力と生産性の高さにかたよっているように見えるということがございました。そしてその講師の方は、子どもさんを障害のある身で授かれ、最初は非常に戸惑ったというふうにおっしゃいましたが、まあ、この子どもさんを育てる中で助け合って生きていくことがいかに大事かを教えてくれたのはこの子ども自身だったというふうにおっしゃいました。そして特別扱いしてもらうことが福祉ではないよと、哀れみ、施しの福祉から誇りとけんじの福祉へと変わっていかねばいけないというふうに言われました。非常にあのう、言われることは分かるけども、なかなか難しいことだなというふうにも感じました。まあ、いろいろといい制度、あるいはいい施設等あっても、やはりこうした我々の意識の中の障害、障壁というものがなかなか取り除かれないという方向には進まないのかなというふうに感じます。まあ、ひとり一人が他人を思いやって、違いを認識して、その違いを認め合うと

ころから福祉というものが始まり、そして基本条例でも定めております、共同参画ということへつながっていくのではないかと思います。まあ、こうしたことへですね、皆さんで思いをはせて、これからの福祉の施策を推進いただいて、また町民の皆さんへのこうした啓発活動を通じて、みんなで力を合わせて邑南町の掲げる第2次総合戦略、計画であるこのテーマであります、心通わせ共につくる邑南の里に向けて、みんなで歩んで行けることを期待をいたしまして、私の質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で平野議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時29分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして通告順位第4号、和田議員登壇をお願いいたします。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 5番、和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、皆さんおはようございます。ええ、5番和田でございます。ええ、議長の許可を得ましたので、この席にたたさしていただきました。ええ、今日3月16日は何の日でしょうか。ええ、316、語呂合わせで財務の日だそうでございます。まあ、こうして昨日あとう、所得税の申告が終わりまして、その終わった次の日が今日というところで、財務の日ということがついたそうでございます。まあ、皆さん方こうして税金の申告はまあ、昨日で終わられたわけでございますが、皆さん方正しい申告また正しい納税をされたと思います。まあ、それでは通告に従いまして、ええ、国土調査法に基づく地籍調査について質問いたします。ええ、我が国において、ええ、土地に関する記録として登記所に備えている地図は、今だ明治時代の地租改正により測量等が行われた図面がまあ、作成された、まあ、いわゆる公図というものを元にしたものでございます。まあ、公図は境界形状などを現状との差がありますね、まあ、登記簿に記載されている面積も正確でないのが現状であります。まあ、実態であります。まあ、こうした公図は明治時代の技術では正確な測量が難しかった、まあ、こともありまして、また徴税の参考資料として策定されたという背景もあり、現状とはまあ、一致しておりません。まあ、地籍調査が行われると、まあ、これが公図から地籍図に更新され、まあ、以後土地に関する効率化に役立つことが、まあ、期待されております。まあ、我が国の土地に関する調査の歴史は西暦645年大化の改新で班田収授法がまあ、定められ、まあ、その後1582年豊臣秀吉が太閤検地を行いまして、まあ、そのう、以後まあ、江戸時代においてもですね、太閤検地とまあ、同じように土地の調査が行われました。まあ、そうして明治時代に入ってから、明治政府が行った土地の制度が、その改革が、

地租改正の制度でございます。まあ、これは土地の所有者を確定し、まあ、以前の物納から金納に移行するというものでございました。まあ、これにより、土地の私有権がまあ、認められて、土地に対する安定的な税収を確保するようになりました。まあ、現在の地籍調査は昭和26年に制定され、まあ、国土調査法に基づいて行われております。まあ、昭和26年からですね、始められたこの地籍調査の事業は進捗が十分でないため、さらなる調査が進捗をはかるためにですね、昭和37年に国土調査促進特別措置法が制定されました。まあ、これに基づいてですね、ええ、国土調査事業10カ年計画というものが策定されて、ええ、地籍調査のほう強力に推進されるようになりました。まあ、こうして国土調査に関して歴史が語るようにですね、地籍調査が国土保全とまた国民の財産を守るという意味でも大変重要な任務であると思います。まあ、本町の事業の目的として、まあ、一筆ごとに土地についてその所有者の地番、地目の調査、また並びに境界、地積に関する測量を行い、その結果を地図と帳簿を作成すること、また地籍調査は地方公共団体が実施し、関係機関と、緊密に連携しながら、地域における地籍調査事業を推進することを目的としております。そこで、本町における地籍調査の開始とまた現在にいたるまでの経緯と進捗状況、まあ、それに加えて羽須美、瑞穂、石見、各地域別の進捗状況をお伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まず、これまでの経緯でございますが、羽須美地域につきましては、旧羽須美村におきまして、昭和47年度に着手をしております、昭和63年度に全地域完了しております。瑞穂地域につきましては、旧瑞穂町におきまして、全体の計画面積201.29㎏について、昭和42年度、市木と上田所地区の宅地、農用地を主体に着手し事業を開始しております、途中、昭和50年度から昭和60年度までの11年間、ほ場整備事業のため休止をしております。昭和61年度から布施、八色石地区の山林を主体に調査を再開し、現在に至っております。また、石見地域につきましては、旧石見町におきまして、全体の計画面積133.32㎏につきまして、昭和31年度、矢上、中野地区の宅地、農用地を主体に着手をしまして事業を着手しております。ええ、途中、昭和48年度から昭和62年度までの15年間、ほ場整備のため休止し、昭和63年度から中野地区の山林を主体に調査を再開し、現在に至っております。また、進捗率状況でございますけども、羽須美地域につきましては100%の完了でございます。瑞穂地域につきましては、宅地と農用地は全域でほぼ完了しておりますけれども、山林は、布施、八色石、高見地区がほぼ完了で、鱒淵、伏谷地区が80%程度の完了となっております。石見地域につきましては、宅地と農用地は矢上地区の一部を除き完了しております、山林は、中野、日貫地区がほぼ完了でございます。邑南町全体におきましては、計画面積が408.64㎏につきまして、今年度末で70.24%、ちなみに昨年度末が69.2%

でございますけれども、この進捗率を見込んでおります。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、本町の進捗状況は只今の答弁で分かりました。ああ、まあ、計画面積408.64㎢とまあ、申し上げております。まあ、今こうして現在70.2%という進捗率になっておりますが、26年度はまあ、13.91㎢実施されたと思います。まあ、それとまあ、27年度は13.2㎢、だいたいですよ、あのう、実施、現在実施中だと思いましたが、ほいでは25年、26年、27年、年度ごとの、ええ、完了面積はいくらか、もし分かればお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええと、今ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、お答えちょっとしかねるんですけども、おおむね1年間で1.4%程度ですか、の、あのう、出来高だと思っております。そうしますと、約4㎢ぐらいの、あのう、年間の実績だろうと思っております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええっと、ええ、25年度、26年度のちょっと、あのう、調べてみましたらですね、だいたい日和田地区、日和田3地区で0.66㎢完了したと思います。それとまあ、岩屋1地区の3.17㎢、合わせてだいたい3.83㎢、25年完了だと思います。まあ、26年度のつきましても岩屋2地区で0.52㎢。矢上で0.1㎢。そしてまた大林では1.95の、合わせて2.57㎢。まあ、27年度におきましては、あのう、まあ、今実施中でございますが、このう、計画でいきますと、まあ、このう、地籍簿の作成が、まあ、この完了であると思しますので、まあ、27年度は下田所の1地区0.52、矢上1地区の0.1、また大林1地区の1.95がこの27年度に完了予定だと思います。まあ、その27年度は2.57と、さっきおっしゃったように、まあ、3平方から4平方キロメートルが、まあ、1年間に実施できる、この面積じゃあないかと思えます。まあ、そこで、ええ、あところ未実施に面積がですね、153.2㎢ですか、それをまあ、ざっと計算しても、30年、40年かかるのが今からの現状だと思います。まあ、そういうことをふまえてまあ、いち早くですね、これ実施していただきたいと思いますと思っております。まあ、そのう、にあたってですね、地籍調査を、まあ、実施するにあたって、まあ、国土調査事業の10カ年計画に基づいて、まあ、計画されていると思えます。まあ、平成22年5月新たに第6次国土調査事業10カ年計画が決定され、まあ、県が10カ年計画をですね、計画して、まあ、計画に基づいて、協議の上、毎年度作成するというのと、まあ、認識しております。まあ、町が今後の

地籍調査の予定地についてはね、少なくとも数年先までこうして計画を立てられとるのが実態ではなかろうかと思います。そこで、まあ、今後の実施計画とまた取り組みについて伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、議員おっしゃいますように、ええ、事業の進捗によって、ええ、今後の計画も変わってきますので、ええ、ま、短期の計画をもって行なうようにしとります。ええ、ご質問の数年先のですね、あのう、計画についてなんですけれども、ええ、まず瑞穂地域につきましては、現在大字下田所と大字久喜の二方面を進めております。ええ、大字下田所は平成28年度、平成29年度で現地調査を行う予定でありまして、ええ、終了いたしますと、ええ、次大字上田所に入ることとしております。ええ、また大字久喜につきましても同様の計画でありまして、ええ、終了いたしますと大字和田に入る予定としております。一方、石見地域につきましては、ええ、日和地区の山林と井原地区の山林、矢上地区の農用地の3方向を進めておりまして、ええ、進捗に応じ、順次面的に広げていきたいと考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええとそれではさっき言われた、あのう、さっき、完了を何年先、何年で完了するつう、目標はまだ立てられてないわけですね。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まあ、事業の、あのう、進捗にもよりますけれども、ええ、通常、ええ、一筆調査から3年を最低要します。状況によっては4年、5年とずれ込みますので、ええ、その地区の一筆調査が終わらないと次の計画に入れないというのが実態でございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええと、あのう、全国的に見ましてもですね、あのう、まあ、全国の地籍調査の実態は、まあ、昭和26年から行われており、まあ、64年が経過しているわけですが、まあ、あのう、全国の平成26年度末の進捗状況は、まあ、51%と、まあ、特に都市部と山間部の林地において進んでないのが今の現状です。実態でございます。まあ、宅地においてはまあ、全国で53%、農用地においては73%、林地においては44%となっております。まあ、着手状況は、まあ、多くの市町村で、まあ、実施されておりますがですね、まあ、このう、全国市町村、まあ、東京23区合わせて、まあ、1741市町村あるわけですが、まあ、そのう、市町村の中で

未着手の市町村は、まあ、全体の１１％で１９４市町村あるそうです。で、また、過去に実施したが、まあ、現在は調査を中止しておる市町村が１７％で２４９市町村。ほいでまあ、完了した市町村もですね、まあ、２８％と４８１市町村あるそうで、まあ、こうして邑南町とまあ、同様に実施中の市町村が４４％で、まあ、７６８市町村あるとまあ、承知しております。まあ、実施状況には、まあ、差が大きくありまして、北海道、東北、中国、四国、また九州はですね、まあ、調査が比較的進んでおりますが、関東、中部、北陸、近畿はまあ、大変遅れているようで、まあ、あのう、京都府なんかではまだ３％、４％のこの県があるそうでございます。まあ、島根県は２６年度末、進捗率４９％と、まあ、邑南町は今７０％近くいってるので、邑南町はまあ、こうして進捗率はたいへん、比較的進んでいるのじゃあないかと思っております。まあ、しかしこうして、隣接している、まあ、町を見ますとですね、川本町は昭和４６年から、まあ、実施して、平成２２年には、まあ、完了しております。まあ、そうして面積的には、まあ、１０６．４３㎢とまあ、ええ、邑南町の２５％ぐらいです。まあ、美郷町についても昭和４６年度から、まあ、実施されて、現在、まあ、９９．６％、ほぼ完了しております。まあ、その面積もですね、２８２．９㎢とまあ、邑南町の６５％ぐらいの面積を占めております。まあ、旧桜江町、旧旭町においてもですね、ほぼ調査は完了しておられると思います。広島県側の隣接する安芸高田市、また北広島町の山林については、まあ、隣接地はこの山林は、地域調査は完了しておられます。まあ、本町特にですね、林地において調査が進捗していないように思われますが、ええ、そのう、先ほど答弁にございましたように、もう一度本町の宅地、農用地、林地の調査状況についてお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、現在数値で分かっとります進捗率は平成２７年１月１日付で、宅地が８６％、農用地が８７．７％、林地が５７．６％ございます。ええ、またあのう、実際、この数値はあくまでも、あのう、データ上の数値でございまして、このパーセンテージを出すのに、ええ、やはりもともとの登記簿の地目が関わっております。特に進んでいない、ええ、林地の中に存在する宅地であったり、農用地であったりするものがございますので、結果的に、ええ、山林に地目変更されるかも知れませんが、現在のパーセンテージでいうと、それが関わってきているというところでございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、ええと、林地についてはですね、あのう、進んでないというのがまあ、現状だろうと思います。ええ、まあ、総面積４１９．２㎢の内ですね、森林面積はまあ、現在３６２．５２㎢ですか、ああ、まあ、林野比率にしても、８６．５

%とまあ、なっております。まあ、林業の状況についてはですね、第一次産業の衰退とまた過疎化により森林所有者の高齢化や不在化、また世代交代が進んでいることで、ええ、進んでいることと、また木材価格の低迷が進んでいる状態でございます。まあ、戦後取り組みを行ってきた拡大造林がまあ、今収穫期を迎えており、まあ、島根県が提唱しておられる、切って、使って、植えて、また育てる、まあ、循環型の林業の実践を今のところ推薦しておられます。まあ、この事業を推進する上にもですね、境界を正確に知ることも、まあ、地籍調査は必要でございます。まあ、しかしまあ、この本町においては、まあ、57.7%と林地においては遅れております。まあ、一般的にこの進まない要因としてはですね、調査に時間と、まあ、手間がかかるとか、ああ、また調査の対象地域が困難な場所であると、ええ、また調査の必要性和効果が十分理解されてない。また、予算、体制の確保が困難であると、まあ、要因で、まあ、そのような要因でですね、まあ、進んでいないのが、まあ、現状だろうと思います。まあ、このまま要因をふまえてですね、まあ、本町、山林がまあ、57.7%と遅れている要因は、まあ、どこにあるのか、お伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええと、議員のお話の中の点には、ダブル面がございますので、ええ、ご了承いただきたいんですけども、ええ、この山林の調査が進まない理由はいくつかございます。まず、境界を知っておられる所有者の方が高齢化していること、あるいはあのう、減少していることがまず挙げられると思います。そのほか、不在地主の増加があります。ええ、それと、あのう、そういう原因で、あのう、現地立会が、まあ、難航していることでございます。それと登記名義人が死亡されていても登記名義がそのままになっている土地が多くあるということ。ええ、そうした結果、相続人が多数となりまして、調査や調整に時間を要すること、また、急傾斜などの山林の地形や荒廃の進行など、そうしたことが要因で、地籍調査にとって最も重要な一筆地調査、いわゆる境界確認が進まず、全体の進捗を遅らせております。ええ、なお、平成23年の制度改正によりまして、筆界案を用いて境界確認ができることになりましたので、今後は現地立会は改善していくものと思っております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、あのう、特に山林を、の境界を決めるのは大変まあ、非常にもう困難だということはよく分かります。まあ、要因の中には先ほど言われたようにですね、土地の所有者のまあ、高齢化が進んで、まあ、境界に詳しい人がまあ、減っているとかですね、まあ、土地所有者が地元に住んでいないとか、まあ、それに対してまあ、山林の手入れが行われておらず、荒廃度も発生してる状況も、その一つの要因だろ

うと思います。まあ、このようにして、まあ、境界の実証とまた物証が失われつつあります。まあ、このようなことから、土地の境界に詳しい人がですね、残存するうちに、早急な、早急に境界に関する情報を保全することが重要な課題となっておりまして。まあ、こういうことをふまえて国はですね、平成22年度から山村境界基本調査を、まあ、この国が調査事業として実施してきておられると思います。まあ、この山村境界基本調査はどのような事業なのか、ああ、またこの事業を本町はこの事業に取り組んでおられるのか、取り組んでおられなかったら、取り組みがあるのかお伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、ご質問の山村境界基本調査と言われます、これは国直轄の基本調査でございますけれども、ええ、これは進捗の遅れている山間部を対象に平成22年度から実施されております。ええ、この調査は土地所有者の高齢化や世代交代、不在地主の増加が進捗を後退させていることへの対応として、現地の精通者の証言などをもとに簡易な測量をした上で、土地の境界情報を、ええ、図面等にまとめて保全することにより、今後行います地籍調査を円滑に実行させようとするものでございます。島根県におきましては、ええ、これまで出雲市、隠岐の島町、益田市、吉賀町などが要望しておりまして、ええ、1年度あたり1団体が採択をされております。ええ、この調査は国の直轄事業ですので、ええ、すべて国が負担をいたしますけれども、ええ、事務のほとんどは市町村が行うことになっている上に、ええ、調査後、3、4年で地籍調査を開始しなければならないということになっておりましたので、ええ、現状を踏まえ邑南町は要望を行っておりませんでした。ええ、しかし、徐々にその条件も緩和されておりまして、ええ、この平成28年度からは調査後の開始にかかる年数は除外されましたので、ええ、今後は要望を行ってまいりたいと考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええと、今のこの山村境界基本調査は全額まあ、国が負担ということで、また市町村の負担はゼロ、またこのう、地籍調査に活用することによってまあ、効率的に、まあ、実施できる、まあ、ということと、また本町においてもですね、28年度からまあ、要望していくということですので、まあ、実施していただきまして、ええ、この地籍調査にですね、この活用をお願いいたしたいと思っております。まあ、この地籍調査の基本方針としてもですね、新たにまあ、地籍を増設するのではなく、まあ、原則として、まあ、既存の地籍を修正するものでございます。まあ、登記簿によってすでに決まってる土地の境界また所有者を確認して、また図面、台帳を修正し、まあ、正確に作り変えるのがこの地籍調査でございます。そこで地籍調査をですね、どのような順序で進められているのかお伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) これは作業の順序のお答えでよろしいでしょうか。はい、ええ、この基本的な、あのう、作業の順序につきましては、まず1年目、これにつきましては調査対象となる区域の所有者や相続人を対象に説明会を開き、その方々の現地立会による一筆地調査を行います。2年目は、その境界を測量します。3年目は、その調査成果を所有者や相続人に確認していただくための閲覧を実施いたしまして、その後、県や国の検査を受け、最終的にはその成果を法務局へ送り、ええ、完了いたします。ええ、なお、先ほども申しましたが、これらの作業につきましては、進捗の状況あるいは県の決定の具合を、その影響を受けますので、延びる場合もございます。

●和田議員(和田文雄) はい、議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、作業の順序については、まあ、今おっしゃったように分かりました。まあ、あのう、調査の実施主体は、まあ、一般的には、まあ、市町村が実施主体となっております。まあ、測量関係、地籍図の作成等については、まあ、森林組合とか測量会社に外注に出しておられると思います。まあ、町の担当課としては、まあ、発注とか、まあ、検査とか、まあ、地区の説明会、ああ、また閲覧の事務とか、調査成果の申請、承認に基づく、まあ、登記所への送付等々があると思います。まあ、この事業の、まあ、1番の進捗を早めるのは、やっぱり地域の説明会が重要ではないかと思います。まあ、地権者が、まあ、境界の杭の設置、また一筆地調査、まあ、こうして一筆調査がですね、実施地区の、まあ、土地の関係者の、まあ、積極的な協力ができないように思います。まあ、土地の立会をスムーズに行うためにですね、こうして、事情に詳しい人を推進委員としてお願いしておられると思います。このまあ、推進員をですね、まあ、どういうふうな仕事をしていけばいいのか、まあ、こういうふうなまあ、どういうふうに仕事をしていったらいいのかという推進委員さんもおられると思います。まあ、そう、そこで、推進委員は、まあ、どのような任務があるのか、お願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、推進委員さんの関係ですけれども、まあ、基本的には、あのう、その地区のですね、あのう、土地情報の精通者の方にまたお願いしておりますので、ええ、いろいろな調整あるいは、あのう、お声掛けを各所有者の方々へのお声掛けをしていただいたりしております。ええ、まあ、多い方につきましては、あのう、1年間で、ええ、そうですね、半年ぐらい出ていらっしゃる方もいらっしゃいます。

●和田議員(和田文雄) はい、議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと、それで、まあ、私の地区もですね、10年前に、まあ、こうして地籍調査が完了しました。まあ、そこで思うに、まあ、私もこう、どこに私のどんな山があるか分かりませんでした、まあ、調査が終わったらですね、土地の所有地は完全に分かりました。まあ、そうすることによって、まあ、私の土地をですね、まあ、子どもに正確に土地がまあ、継承できるという、今安心感がですね、そこへ生まれてきました。まあ、その折にはですね、ええ、推進委員をさせていただきました。まあ、私を感じたのはまあ、先ほどから申しておりますように、まあ、地権者の協力なくしてこの地籍調査は進まないという感じを受けました。まあ、そうしてまあ、調査するにおいて、まあ、不在者地主が多くてですね、まあ、委任状も多く出てまいりました。まあ、調査が終わって報告するとですね、まあ、この不在者地主はまあ、今から田舎に帰ることもない、それで、山、田、畑、宅地、家を、町に寄付するという人も話を聞いております。この、この場合ですね、町は寄付を受けるのか、まあ、そのどのような対応を考えておられるか、まあ、これはまあ、管財係のことだと思いますが、そのことについてお伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まあ、土地等の寄贈でございますけれども、ええ、まあ、あのう、年間を通じて、まあまあ出てくるお話でございますが、基本的にあのう、行政の目的に沿わないものにつきましてはお受けをしておりません。なんらかの目的が、あのう、合致する場合は、まあ、あのう、検討する必要がありますけれども、今のところそういうもの、ございませんので、すべてお断りしております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) はい、分かりました。ええ、それではですね、あのう、地籍調査の効果についてお伺いいたします。まあ、地籍調査の重要性はですね、まあ、町民の皆さんにまあ、理解して、いただくためにもですね、この調査が具体的にどのような効果を発揮しているのか。まあ、農林関係である、ますとか、建設関係、まあ、税の関係もありましょうし、そのことについて、ええ、お伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) まあ、地籍の結果のまあ、成果でございますけれども、ええ、農林関係につきましては、農地はほぼ調査が終わっておりますので、現在の利用効果にあまり影響はないと感じておりますが、林業につきましては、山林の境界が明確になることで、計画的かつ効果的な林業事業や作業の進捗に役立てることができると思っております。

す。建設関係につきましては、公共事業を実施するにあたりまして、用地測量や境界立会などの事務事業が簡素化されますので、事業期間の短縮や事業費の削減を図ることができるかと思っております。また、地籍調査完了後は、地籍図を世界測地系の座標値データとして保管をいたしますので、地震などあった場合のその自然災害が発生した場合、土地の位置や形状が不明となった場合におきましても、迅速かつ正確に境界などを復元することができると思っております。ええ、税関係については、高い精度の土地情報を得ることによりまして、登記簿面積と実測面積の誤差が是正されますので、適正な、公平な課税ができると思っております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、あのう、農林関係から見ますとですね、まあ、土地の有効活用の促進の中から見ても、まあ、適切な森林管理のために地籍調査が必要であろう。まあ、私たちの暮らしを豊かにするためにもですね、土砂災害やまた地球温暖化の防止等にも不可欠であります。まあ、森林を維持していくためにはですね、まあ、間伐などの、まあ、手入れが、まあ、必要でございますし、まあ、何度も申しているように土地の所有または境界が不明確のままですとですね、適切な管理が大きな障害となってくるのが、まあ、今の現状だろうと思います。まあ、ある県ではですね、森林環境税を活用して、森林の環境保全機能を維持していくために間伐を行って行くと。しかしながら境界が明らかでないため、土地が多く、まあ、明らかでない土地が多くですね、間伐にもね、実施にもまあ、影響がきていますと、ああいう事例があります。まあ、本町、江津にですね、平成27年度木質バイオマス発電所が、江津市に完成いたします。まあ、今後木材の需要が高まるのが、まあ、期待しておりますが、まあ、本町は木材チップの生産施設もですね、まあ、整備されて、まあ、今後木材チップの原料を安定的に確保できる体制を整えていく必要があるんじゃないかと思っております。まあ、山を、山林を利用して木材を活用してですね、間伐材等をまあ、供給するようになりますが、まあ、しかし、地籍調査がまあ、進んでいないことから、また境界が分からないままですね、間伐伐採するのがですね、一番のまあ、障害になる、なることはまあ、重々申しております。まあ、以上のようなことで、まあ、あのう、農林振興課長、今のこの問題と、また農林に関して地籍調査の効果が、まあ、先ほどまあ、あのう、課長申されましたが農林振興課としてどのようにお考えかお願いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、地籍調査による農林関係での効果につきましてはのご質問でございますけれども、概略は、あのう、先ほど総務課長が説明いたしましたとおりでございますが、ええ、私からは林業について少し補足をさせていただきたいというふ

うに思います。ええ、林業が儲からないとか、山の木を切って売っても手元にほとんどお金が残らないといったことが言われるわけですが、これはあのう、木材の価格が安いということも原因しておりますけれど、木材の価格から差し引く経費が高いということも原因になっているというふうに考えております。その経費を安く抑えるためには計画に基づいて無駄のない作業をすることが必要ですし、その際に使える補助事業は活用するという必要だと考えております。また伐採などの作業をするときに面積をまとめることができれば、作業道を入れて運搬効率を高めたり、高性能林業機械を入れて作業効率を高めたりすることもできるようになります。ええ、山林の調査が他に比べて遅れている原因については、先ほど来、ええ、説明があったところでございますけれども、そういう問題が解決していきますと、土地所有者の皆さんの同意を得ることができて、面積をまとめることができるようになりますので、今後は効率的な林業生産が可能になるというふうに期待がされているところでございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、農林関係については、お分かりいたしました。ほいではこの税の効果について少し、ええ、質問いたしたいと思います。まあ、税の効果として、ええ、課税の適正化また公平化があると思います。まあ、税務行政においてはですね、公平負担の原則が何より求められております。まあ、土地の所有に対する課税である固定資産の課税は、まあ、公図データを、参考にしているため、まあ、正確な土地の実態が反映されず、本来払うべき額を払っていないかったり、また逆に払いすぎたりしているばあいがあるなど、不公平な取り扱いになっている場合があると考えられます。まあ、地籍調査を実施することにより、まあ、縄延び、なわしろという、まあ、登記簿に記載された面積より実際の面積が、まあ、大きくなったり、小さくなったりする現象であると、まあ、認識しております。まあ、全国的に平成23年度ですね、まあ、成果集計結果によりますと、まあ、特に山林においては変動率がまあ、16.8%という縄延び率になっていまして、6.8%縄延び率になっております。まあ、田はまあ、9%、畑が1%、まあ、宅地が3.2%との縄延び率だそうです。まあ、これ仙台の例で申しますとですね、まあ、地籍調査終了後の事業完了に伴いまして、まあ、税負担のまあ、公平性の観点からみて、まあ、平成18年に地籍調査がまあ、完了いたしまして、登記簿地籍で課税いたしましたところですね、その結果16年度分で増加面積が約28万、あつ、28キロ平方メートル、税込にして1億円以上の税収が見込まれたと、まあ、こういうケースもあると事例で発表されております。まあ、邑南町においてもですね、ええ、地籍調査済みの土地の課税はどのように処理されているのか、また地籍調査の効果について伺いたいします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(辰田直久) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 議員おたずねの固定資産税と地籍調査の成果についてでございますが、ええ、本町の場合土地の課税につきましては、土地課税台帳への登録につきまして、地方税法において原則として定めております登記簿に登録されている事項、数値を用いて登録課税することとしております。ええ、地籍調査の結果、まあ、主に明治時代の測量によりますから、それによる登記ですので、当然現在の精密な測量によって確認された国土調査の成果としての、登記された数値と大きな差異はございます。しかしながら、現在あのう、合併以前にすでに地籍調査の成果に基づいて全体として町、あのう、それぞれの町において、町と村とございましたが、先ほどありましたように、羽須美は100%終わっております。ええ、瑞穂も宅地、農地については終わっております。そういう時点ですでに課税は、あのう、地籍調査後の成果に基づいて課税をされております。で、それ以降につきましては主に山林でございますが、この山林につきましても、ええ、先ほど申しましたように、原則で登記簿の登記されてる事項、数値を用いて課税することとしております。それによって現在は課税をしております。それに伴いまして、当然精度が、あのう、上がりますので、ええ、数値的には適正な課税になされているというふうに理解しております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、こうして町がですね、ええ、地籍調査が終わったらその面積で課税しておるという事と思いますが、そうしたらですね、もし、ここでは地籍調査が終わつとる、こっちらでは地籍調査が終わってない、こちらで、ええ、増えた分は当然、ええ、固定資産が増加します。その半面まだこちらでは地籍調査が終わってない場合のこの税に対する不公平が生じぬ、生じるんじゃないかと思っております。まあ、このう、他の市町村のまあ、あのう、例でみますと、例外措置をとっておられるんですよ。もし、この地籍調査を終わった地域は、増加してもその前の公図の面積で、税を納める。地籍調査が終わってない地域もそうして公図の面積で納める。それが一番のこう、税の公平性だろうと思うんですよ。まあ、そういうことでですね、ええ、まあ、今からまあ、例外措置をとっていただいても、いただいてですね、まあ、先ほどのように、もし、面積が今のこの完了して、面積が増えてもその前の公図の面積、もしここで今の地籍調査を実施していなかったら、まあ、その今の現状のあれで、その方向性はないわけですか。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(辰田直久) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 議員おたずねのまあ、あのう、地籍調査における特例課税のことでございますが、ええ、現在、先ほどご説明しましたように、羽須美地域は山林も

含めてすべて終わっております。それで、成果に基づいて課税をしております。ほいから、あのう、他の地域でもすでに、あのう、地籍調査の成果による課税をしております。そうしますと、今まで、これからの分について、ええ、その特例を使うということになりますと、今までの方との不整合、ようするに不均衡が生ずるものと思いますので、それは難しいだろうというふうに思います。そいから、現在あのう、地籍をしていくところですが、それは結果がまだ見えておりませんので、あのう、増になるか、減になるかについては地籍調査後でないと分からない状況でございますので、ええ、先に、あのう、課税を、特例を使うっていうのは難しいというふうに考えます。

●和田議員(和田文雄) はい、議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、特例措置を使うのは難しいということでございますが、まあ、納得いたしません。まあ、それではですね、ええ、平成18年にまあ、邑南町は第1次総合振興計画を掲げました。まあ、その中にもですね、ええ、地籍調査の計画的に実施すると共に事業の確保に努めます。ただし、地籍調査においては、まあ、先ほどから言っておりますように、高齢化により、現地での境界、立会は困難になっていることや、まあ、境界を知っている人が減少しているという問題があり、まあ、これらに対する対応策を検討しつつ、調査の早期完了を目指す、まあ、こういうふうに第1次振興計画にはうたっております。まあ、平成27年まあ、第2次総合振興計画の中にもですね、まあ、今から10年間の計画がまあ、策定されておりますが、まあ、その中にもですね、地籍調査を計画的に実施するとともに、事業量の確保に努めますと、まあ、こういうふうな文章が、ええ、策定されております。まあ、それで最後に町長にお伺いいたしますが、ええ、国土交通省は地籍調査の緊急性について、まあ、次のようなことを説明しております。かつての地域社会では、各土地の境界について相互調印がなされた境界を示す目印や約束事についても周知されていまして。まあ、その後経済成長に伴う人口の都市への集中やまた大規模な土地の区画形質変更を伴う事業の実施等によって、かつての地域社会も変化して、従来土地の境界としてきた物証もなくなり、また境界に関する認証も失われてきています。まあ、特に過疎化の進んでいる山村部では、まあ、今の時点で地域を明確にしておかないと将来取り返しのつかない事態になってしまうという危惧が高まっております。まあ、このようなことから、地籍調査の着手が遅れば遅れるほど調査は困難になってきています。まあ、このため、できる限り早期調査を行い、今のうちに正確な土地情報を残していくことが求められております。まあ、そこで町長にお伺いいたしましたが、この地籍調査実施にあたってこの緊急性に対し、町長の見解をお伺いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 地籍調査の問題はもう合併前から合併以降もですね、ええ、この議会でもずいぶん議論されてきている問題であります。そういうことで、これは邑南町だけに関わらず、島根県の19市町村も共通の課題でありますし、全国の自治体の共通の課題でございます。したがってやはりこれは自主財源でやっていくってことは非常に難しいわけでありまして、国や県のいわゆる財源でもってですね、推進していくほかないわけでありまして。そういう意味で、ええ、当然、毎年毎年島根県においては、島根県の市町村においては、知事に町村要望として出しておりますし、それから県はそういうことで国土交通省等々にも要望されておりますし、全国の町村会でもこれは共通の課題として、ええ、国の方へ当然毎年要望してるということでもあります。しかしながら、残念ながらなぜ進まないのかっていうことについては、今いろいろと話もあったわけですが、私は主に二つかなあと、まあ、一番大きな理由は財源でございます。ええ、まあ、以前もそうだったと思いますけども、国は財源をつけるけども、残りその県の負担が当然でございます。そこは島根県はなかなか財源、あのう、厳しくて国に対す、国との同等の額っていうものは、やはりなかなか付けられないということがあって、ええ、そういう事情もあった。ええ、まあ、そういうことをずっとこう引きずっておっては何もならんわけでございます。で、一方では、議員言われるように森林の環境をどういうふうに守っていくか、あるいは森林整備をしていくかっていうことは一方ではあるわけでございます。で、国もそういう金は今までなかった。しかしながら今度の28年度税制改正大綱において、ええ、時期はまだ未定でございますけども、森林環境税、仮称でありますけども、これを創設することが決まったんですね。で、額とか時期はまだ未定ですけども、それ決まったからなるべく早くやっていただきたいわけでありまして。これは国民等しく税をいただいて、森林のそういったものに使っていくということでもあります。ただ問題は、やっぱり今すぐ、来年度からやってほしいわけでありまして、時期が未定となりますと、国もその確定するまでつなぎという形で実は各自治体に交付税の措置をやるということも、これ決まりました。ええ、額としては全体で、国全体で500億ということでございます。そのうちの330億が普通交付税、ええ、残り170億が特交で措置をするということで、ええ、森林の整備をやりなさいと、まあ、こういうことでございます。しかしながら、やりなさいと言っても地籍が十分でないわけでございますし、そういうところに当然使っていいということにもなってるわけです。で、国はやはり森林整備をやっていく上においては、今後は森林経営計画というものを作って、ええ、まあ、認定をしていろんな事業をやっていただかないといけないよと、そういうことになっていきますが、先ほどから出ておりますような地籍の問題がございますので、この500億を使ってですね、毎年測量の実施状況、実施をやっていくということにもなろうかと思います。ああ、そしてまあ、数年先には森林環境税でもっと大きい額ですね、そういったところにも使えるようになるんじゃないかなと思うように思っており

ます。ええ、それとあと二つ目の課題としては、これは町の課題にもなるかも知れませんが、やっぱりあのう、手合いをかけると言いますか、やっぱりできるだけ専任職員でですね、少し人数をかけてやっぱり毎年着実にやっていくっていくことが大事でありまして、まあ、これは数年前からそういう体制で総務課の中でやってるわけでありまして。ええ、現在は臨時職員の方も含めて5名体制でございますけども、28年度からは1名職員を増員いたす予定でございますので、6人地制でさらに、あのう、作業を進めていきたいなあとまあ、こういうふうに思っております。ええ、それから課長も言いましたように、やり方についても、筆界案ということが国でも、まあ、よろしいということになってきておりますので、できるだけ簡素の方法でやっぱり進めていくっていうことも大事な点であろうと思います。今あのう、東日本大震災の方でですね、特に地籍調査の事業はかなりそちらへ取られております。そういう事情もぜひご理解いただきまして、ええ、先ほどのような交付税措置あるいは将来の森林環境税、こういったもので確実にやっていくことが肝要かと、まあ、いうふうに思っております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(辰田直久) 和田議員。概ね時間がきておりますので、簡潔にお願いいたします。

●和田議員(和田文雄) はい、えと、この地籍調査においては、まあ、やはりさっき言われたように、まあ、財源と人、それがたいへんだと。まあ、国土保全とまあ、町民の財産を守るためにもですね、地籍調査の早期完了が急務でありますので、ええ、早期完了を要望して、本日私の一般質問を終わります。

●議長(辰田直久) 以上で和田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時46分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして通告順位第5号、大屋議員登壇をお願いいたします。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 8番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、大屋光宏です。今日の一般質問につきましては、あのう、TPPと町内産業振興っていうことで、テーマを出しております。えと、TPPの話になりますと、必ず、まあ、中山間を始めとした地域の農業はだめになるっていう話を前提で、あのう、話が出る場面が多いですが、えと、邑南町内の農業を実際見てみますと、あのう、昨年からことあるごとに、なるべく数字を出して議論をしませんかっていう中で、なかなか数字は出てこないんですが、あのう、断片的に出てくる数字等をみますと、意外と弱くない、もしかしたらすごく強いんじゃないかなあという思いを持っています。で、そういう中でまあ、TPPがほんとにこう邑南町にとっては損だけなのか、もし

かしたら、僕はもっとメリットがあるんだと思ってます。そのメリットを生かした振興策が必要ではないのかなあという前向きな思いで、あのう、通告をしとります。ですんで、内容は基本的には、あのう、町としてT P Pを活かしてどんな農業振興ができるのか。で、国の方はそのT P P自体がいい、悪いは別にして、もう既に国内対策っていうことで、えと、予算をつけて対策を打ってきてます。で、こういった対策をどのように生かすのか。で、併せて、あのう、補助事業自体でいろんな振興をするっていうのは限界があるんじゃないのか、あのう、あんまりお金を、まあ、融資をする、借りてするっていうことはしませんが、もっと融資を活用したほうが邑南町にはいいんじゃないかっていう思いでそのあたりを聞きたいと思ってますし、併せてあのう、まあ、国の試算の中で、畜産については大きくちょっと影響があるって出ております。で、それに対して、あのう、畜産クラスター事業という事業が邑南町はすでに、昨年から取り組んでおると思うんですが、あのう、名前もちょっと聞きなれない名前ですんで、こういう事業がどういう事業であったか、を聞きたいと思っております。で、併せてあのう、まあ、T P Pの話になりますと、農業ばかりですが、現実にはその商工業の、にとってはメリットがあるって言われてます。で、まあ、町内商工業にはどういうメリットがあるのか。ただあのう、まあ、国にしても業界にしても商工業全体メリットがあるにしても、あのう、なにかと言われてますが、あのう、中山間、まあ、地方には影響が、なかなかいい影響が来にくい。まあ、中小企業は恩恵が来るまでに時間がかかるって言われてます。で、そういう中で、あのう、島根県ではその中小企業、小規模企業振興条例っていうのを作られてます。このT P Pと直接関係あるわけじゃあないかも知れませんが、こういう条例を活かして、その町はどういう取り組みをしていくのかっていうのを基本的にききか、聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。で、まずあのう、町として、そのT P Pは、まあ、悪影響があるかも知れないですが、逆にそのう、これをする事によって、町内農業の新たな可能性っていうのは、どういうものがあると思われているか、で、併せて、あのう、先ほど言いましたとおり、あのう、国はすでに関連対策を行ってます。えと、水田、園芸、畜産っていう品目別と中山間っていう地域対策の、が出されてます。で、町としてはこれらの対策をどのように活用して、町内農業振興を行っていく考えかにつきまして、あのう、二つ併せて質問しますんでお願いします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、T P Pによって、新たな可能性が広がるのではないかとのご質問でございますけれども、ええ、T P Pによって、これまではできなかったようなことですか、難しいとあきらめていたようなことができるようになるのではないかという視点で、ええ、考えますと、まず、農産物の輸出が挙げられようかというふうに思います。日本全体ではここ数年、農林水産物の食品や輸出が大幅に伸びており、

平成32年に1兆円と設定されていた目標を前倒しして達成する勢いだとの報道がされております。こういった動きを後押しするように国では農畜産物輸出拡大施設整備事業といったような制度を用意して攻めの農林水産業を展開するとしております。ご質問は町内の農業の新たな可能性はということでありまして、国を挙げて取り組もうという輸出へのシフトがこれから進むと思われますので、そういった影響は少なからずあるのではないかと考えておりますけれども、ええ、現段階でこういったところにその可能性が出てくるのかというのを、見極めるのは少し難しいのではなかろうかというふうに思っております。ええ、続いてT P Pに関連して、ええ、国が打ち出してくる対策をどのように活用して、農業振興を行うのかというご質問でございますけれども、国の27年度補正と28年度当初予算に計上されたT P P関連対策分を見ますと、農業農村整備に関する予算がしっかり組まれているという印象は受けますけれども、そのほかの項目でも重点的に割り振られておりますのは産地パワーアップ事業のようなコスト低減ですとか、品質向上、高付加価値化といったものが並んでおりまして、国は輸出を強く意識しているということがここでも分かる、いうふうに思います。こういった状況の中で邑南町がとるべき道はどの方向なのかということなのですけれども、T P Pについて、ええ、国は発効を平成30年ごろと見込んでいるというような報道されております。平成30年という年は他にも水稻の生産調整方式が大きく変わる年でありまして、米の直接支払交付金が廃止される年でもあるわけでございます。まさに農政の大転換という年となろうかと思っております。こういった大きな変革の中ですので、邑南町が単独でどうするかという問題の前にどの規模の連携が効果的であるのかとか、こういった民間の皆さんの参加をいただいて、民間と連携するのかといったような、その枠組みの論議が先行して行われることになるのではないかとというふうに思っております。その間に、邑南町として、ええ、他産地との間に格差が生じないようにコスト削減の取り組みであったり、付加価値の向上ですとか、高収益体質への転換といった取り組みをしておかなければならないのではなかろうかというふうにと考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、まあ、T P Pで一番、まあ、話題になるのは輸出なんだと思います。ただ、邑南町が農産物が輸出っていうのはなかなか結びつきにくいのかなあと思います。あのう、それ、まあ、邑南町の農業の特徴があるんだと思うんです。あのう、町としてその邑南町の農業の特徴っていうのは、何が特色で、何が強みだと思われてますか。輸出っていうことばが出たけど、誰もこう、邑南町が輸出に取り組めるとは思いにくいわけですよ。あのう、まあ、通告の仕方が悪かった部分があるかとは思いますが、まずあのう、まあ、担当課として邑南町の農業の強みは何であるか、特色は何であるかと思われてますか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、邑南町の農林業の特色はどういうところだというふうに考えているかというご質問ですけれども、ええ、邑南町の農林業につきましては、あのう、少量多品目、ええ、大量生産ではありませんけれども、それぞれに持っているものは高品質なものが生産できる。そして多品目の商品を、の、農産物を持っている。それが邑南町の強みではないかというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、昔から言われてるとおり、あのう、少量多品目っていうのが邑南町の確かに強みなんだと思います。あのう、なんでもどんな価値、立ち位置でも作れる。で、ただその欠点っていうのは、いろんなものが作れてしまうが故に、あのう、量をまとめることが難しいっていうことで、どちらかという、少量で多品目でずうっと来たんだと思います。で、まあ、この状態で輸出っていうのはむづかしい話だとは思いますが、逆に言うと、あのう、今のこう国内を見たときに、一番の脅威は北海道、で、次に、今、えと、震災から復興を始めてます東北、北陸あたりの農産物っていうのは一番の脅威なんだと思います。もうそういうところが輸出をしてくれれば、国内の需給がえと、まあ、今ちょっとこう、供給が多いところがそういうところが輸出をしてくれれば、こういう中山間って生き残る道があるんだと思います。で、あのう、まあ、特徴を活かしてっていうことなんですけど、あのう、もともと少量多品目っていうことは、あのう、それに合わせて、あのう、生産って言えば、まあ、何でも作れるってことは、裏を返せば何でも作る技術があるってことだだと思います。で、特にこう地域としたら、あのう、バランスよくだと思えます。あと、野菜も路地も施設もありますし、あと、畜産も、あのう、えと、乳牛も和牛も豚もニワトリもいる。で、併せてまあ、あのう、今は分業制が野菜でもありますけど、苗生産からすべてできる土壤がある。で、あのう、一般的には工芸作物と言われますけど、まあ、養蚕は若干まあ、ほとんど廃れた状態ですけど、タバコもある。それから、あと、まあ、花の、もありますし、苗生産もある上にそのスギとかヒノキの苗生産もある。だから土地も有効に使えるし、どんなことでも使えるっていうたくさんの技術があるんだと思います。で、それが故に少量多品目っていうことで、以前から販売も市場とプラス多チャンネルっていうことで、少量の物を売る先を常に持ちづづけてきたんだと思います。で、その成果が、えと、例えば生協ひろしまとの付き合いの中で、えと、少量の物をボックス野菜ってことで一つにまとめて取り引きをする。で、それが今活かされて、あのう、ハーブ米コシヒカリの取り引きとかにつながるんだと思います。で、あのう、もともこの質問をしようと思ったときに始まりはあのう、総合振興計画でした。あと、生産者は減ってる、高齢化をしてるって言いながら、えと、農業の場面にありましたが、平成22年と27年で認定農業者

は59人ずつで変わりがなかったと思います。えと、全体が減ってるんだけど、上を目指す、大規模な農業者っていうのはしっかり育っているんだと思います。で、併せて新たに、えと、認定新規就農者っていうことで、ゼロだったのが、8人になっていると思います。あのう、後継者がいませんというのを前提に話がありますが、ちゃんと後継者は育ってるんだと思います。で、その仕組みっていうのが、あのう、指導体制だって、あのう、農協とか県の普及員、合わせて今アグサポ隊ということで、農業研修制度もやってる、そこに指導者もつけられてますし、農林振興課で販売なり、こう、商品、農産物の研究をする人も雇われてる。で、そういうすべてがうまくいって、まあ、いい状態であるんだと思います。で、あればまあ、あのう、こう、当然海外を相手に商売はできないですが、国内の中でしっかりこう販売する体制、技術はある、それをいかに活かすかなんだと思います。あのう、来年度予算の中に農業振興関係、比較的こう変わり映えがなくありました。あのう、議会としたら委員会の中でそうですけど、こう、町としてもっと売る努力をしたらどうですかっていう提案もあったと思います。それに併せて、あのう、先ほど説明ありましたが、国の事業もたくさん出てます。でもそれらを取り入れる予算っていうのは含まれてなかったんだと思います。こう、例えばまあ、産地パワーアップ事業であるとか、中山間の事業であるとか、もっとこう積極的に取り組んでいいと思うんですけど、TPP対策としてある事業。町としてこのような事業ってどのように取り組んでいく考えか、教えてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、現時点で国とか県から示されたどの事業にどのように取り組んでいくというのを具体的に申し上げるのはちょっと難しいんですけども、基本的な考え方としてですね、先ほど説明さしていただいた中で、その輸出へのシフトの影響は少なからずあるのではないかという、まあ、言い方で申し上げたんですけども、そのことはその議員さん先ほどおっしゃいましたように、ええ、大産地が海外を目指して、ええ、これまでの需給の関係が多少なりともこう変化が出てくるのではないかということも、ああ、含めて想定をしておかなければならない、いうことを、あのう、含んだつもりであります。ただ、そのう、大産地がですね、これまで努力してかえて、開拓してきた国内の市場を放棄して、海外に出て行くとはとても思えないような気がいたします。ええ、産地は農地の利用効率をこう高めて、ええ、生産を拡大した上で、国内市場でのこの余剰分をもって、海外展開をしていくのではないかと、そういうふうに見ておいてほうが、ああ、いいのではないかというような気がいたします。それで、ええ、その時に全国の産地がこう、こぞって生産効率の拡大ですとか、向上ですとか、コスト削減の方向に進むのではないかというふうに思いますので、ええ、国内市場でも同様に価格競争は起こるというふうに私は思います。ですので、その時に邑南町が取り残

されないような対策というのをそれらの事業を使いながら、打っていかなければいけないんじゃないかと、いうふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、先ほど少量多品目で、こういう特徴でありますよってというのは過去の人たちの努力の成果だと思ってます。で、今一番確かに不安なのはT P Pに対して、こう政策的に国会決議が守られたかどうかという議論は政治の世界では必要だと思います。ただ現場では、先ほどあったように、まあ、いずれは国内においても価格競争、品質競争、入ってくるだろう、その対策は必要だ、じゃあ、それをいつやっていくんだろう、もう今からやっていかなきゃいけないんじゃないのかなっていうことなんです。で、他の産地はT P Pの対策を使って、すでにこう事業展開をしている。それに対して島根県なり邑南町は乗り遅れてるんじゃないかっていう、どちらかという現場はその不安なんだと思います。その来年度予算にもそういうものが載ってない。で、平成30年には、まあ、転作等含めて大きな転換があるかもしれない。じゃあ、今からやらなければ、もう手遅れじゃないかっていう不安に対しては、町はどのように答えていくのですか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、まあ、今すぐにでも取り掛からなければ間に合わないのではないかとというご質問なんですけれども、あのう、先ほども申しましたように、非常に大きなこの転換期が目前に迫っているわけですし、それに対して、ええ、しっかりとした対策っていうのをくむ必要があると思います。で、そのために、あのう、今どういう動きをするかという、まずは、あのう、関係の団体で集まってしっかりとした協議をして、ええ、戦略をもって取り組むということが必要なんではないかと思いますので、今年の予算にすぐにそれが出てきてはおりませんけれども、ええ、今年度はそういうことをしっかりと協議する、そういう場に、時間にしなければならないんじゃないかと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、今までのやり方はそういう、えと、対策として協議をして、予算を組んでやっていく、じゃあ現場は、でも、刻一刻と変わる中で、どうしてもそのう、行政側の対応っていうのが遅れるんだと思います。で、その遅れをカバーするのが融資制度じゃないのかなあと思ってます。あのう、常にお金を借りれる状態にしておけば、補助金等の対策なり、その条件に合わない人はお金を借りて事業する。で、町として大きな課題に対しては補助金のほうでやっていく。その2段構えが必

要だと思うんですが、あのう、要は行政のその、それがある意味限界なんだと思います。こう時代に即応できない限界であるとか、その政策として補助金だけでやることによる生産者が育ちにくいとか、それをカバーするのが融資制度かなあと思うんですが、あのう、町内、邑南町においてそういうまあ、農業近代化資金であるとか、日本政策金融公庫の資金などという、もっと融資を活用すべきだと思うんですが、その可能性というのはどのように考えておられますか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、融資を利用した農業振興の可能性についてのご質問でございますけれども、ええ、現在、ええ、農業制度資金の中で、生産振興のために使える資金といたしましては、ええ、農協や銀行などの民間金融機関が取り扱う農業近代化資金ですとか、日本政策金融公庫が取り扱う資金などが、こう、一般的でございます。貸し付け条件も利率が徐々に引き下げられておりますし、無担保・無保証人による保証引受限度額が設定されるなど利用しやすい改善がなされているというふうに思います。貸付対象者につきましては認定農業者や認定新規就農者から法人化していない集落営農組織や担い手農業者まで幅広い設定となっております、貸付対象者によって利率に差が付けられております。ご質問の中に補助金をこう主体とした農業振興には限界があるのご指摘がありましたように、限られた財源の中で行うことですので、新規の取り組みについてはそのリスクを考慮して補助事業が用意されていても、更新時には補助金が使えないと言ったようなことはございます。ええ、そういったことを予め経営計画の中に織り込んで頂くためにも、担い手のみなさんには認定農業者を、集落営農組織の皆さんには法人化を将来の目標としていただきたいと思いますというわけでございます。そのことが結果として経営体力を持った農家を増やしていくことにつながるのではないかとというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、まあ、現実的にはなかなかお金を借りて、事業をやるってことに対する、その、まあ、不可能じゃあないかって思いと、多分その行政側の立場に立つとそのリスクを、誰が背負うんだらうっていう不安から補助金がありますよとか、補助金を使ったらどうですか、まあ、そういうふうが、言いやすい部分があるんだと思います。で、あのう、まあ、要望する側もその新規就農で不安だから、やっぱり補助金が必要だとか、あのう、農業ではなかなか成り立たないから補助金をもって言われるんですが、あのう、補助金ていうのはどうしても制約があるんだと思います。で、それに対して先ほど融資っていうのは、あのう、借りる人の幅も広いですし、えと、まあ、借りる人によって条件を付けて利率でっていう変化もあるんだと思います。で、仮に全額町

が持ったとしても、あのう、えと、0%に、無利子にする、利子補給をして、無利子にするっていう政策をとったとしても、財政負担というのはそうないんだと思うんです。あのう、補助金で融通がきかなくて、これをとるんであれば、もっとこう融資制度をその町として単独で無利子になるまで、利子補給をしてやってもいいと思うんですが、あのう、今町として、その上乗せの利子補給であるとかそういう施策は行ってますか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、借り入れに対する利子の上乗せなどの補給についてのご質問でけれども、現在ありますのは、例えば災害復旧の補助残に対する借入について、ええ、利子補給をするといったようなものがある程度でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、すごく不思議なのは、あのう、まあ、要は、町っていうのは、なかなか今農業振興において立場が、えと、難しいんだと思います。国もいろんな事業を組んでこられます。県もたくさん事業をされている。それに対して町は独自色をどういうふうに出すかっていうところが、なかなか難しく、結果として補助金には上乗せがかなりあるんだと思います。県が出す補助金に対してなん、あのう、まあ、単独で補助金も組みますし、県の分に合わせて上乗せをする、っていうのはあるんですが、こう、融資に対して、あのう、上乗せの利子補給をして無利子にしますよっていうことはされない。まあ、えと、生産者も要望しないんだと思うんですが、えと、本来であればこれが一番いい方向なんだと思います。えと、まあ、借り入れの条件も自由度が高い。で、災害についてもそのう、早く補助制度を組んでくれないと間に合わないよってよく言われて、臨時議会を組んで予算組みますけど、融資であれば即実行が可能である。まあ、で、生産者としても補助金とお金を借りてやるのがどっちが得かの世界なんだと思います。3分の1でも補助金があればみんな得だと思われそうですが、現実的にはあのう、全額自分で借りて自分で責任を持って事業をやるんだと、やるんだぞと思えば、ハウスにしても建て方なり、その安くする努力をします。で、それらを加味すると結果的には、自己資金で100%やったほうが安くていいものが建つ可能性、あと先々も農業を継続する可能性っていうのは非常に高いんだと思います。あのう、新規就農をして、最初にお金がないから、えと、なるべくこう、いろんな、まあ、助成をしてくださいと言われますけど、融資で丸ごと借りとれば、お金は持つわけですよ。例えば1千万でハウスを建てるっていても全くお金を用意せずに、500万補助金があるけ、残りの500万どうしようっていう話しになるけれど、で、生活費をそこにあててしまうので、あのう、農業が成り立たない。持っている生活費はそのまま100%借り入れにすれば成り立つんだと思います。であのう、もう1個、長くなるんですが、そのもともとじ

やあ、邑南町でお金を借りて農業が成り立つかっていう話があるんだと思います。で、先般、災害で、あのう、雪害の時に出了た数字で、ちょっとびっくりしたんですが、えと、ハウス被害が1億9千540万ぐらい、あ、ちょっと数字の取り方いろいろあるんだと思います、1億3千万から5千万ぐらい、ただそれによって影響する農産物っていうのが、えと、水稻の苗で千200万、野菜で2千900万、合わせて4千200万だったと思います。えと、これ面積割り戻して10aあたりにすると240万の売り上げです。えと、面積ですね、あのう、ハウス10aで240万の売り上げっていうのは、このへん、あのう、非常にレベルが高いんだと思います。えと、40a持てば約1千万になると思います。なかなか1千万、あのう、売り上げるのたいへんですけど、40a持てば1千万売り上げるよってことで、その40aをハウスを建てるための経費っていうのが、えと、平米7500円で計算されてますんで、約3千万あれば、1千万の売り上げが出る。で、この数字っていうのは、基本的には売り上げの3倍まではお金を借りても大丈夫ですっていう指標があります。それはあのう、3千万を、えと、ハウスの対応年数8年ぐらいですけど、あのう、能力、ハウスの能力はもっと15年ぐらいありますんで、15年であれば年間200万ずつ返していったって、成り立つよっていうことなんです。だから邑南町の農業っていうのは、お金を借りても成り立つ土壤がある。それに対して必要な補助金なり、支援をすればもっと有効なんだと思います。で、そういう意味ではもっとこう補助金、あのう、融資制度を活用したことをすべきだと思うんです。で、一方であのう、金融機関というのは、農協だけじゃあなくて、合銀も信金さんもその日本政策金融公庫と提携して、いかに農業融資をしていくかっていうことで、すごい力を入れてます。それらも加味するとこう、可能性っていうのはすごく高いんです。だと思います。その、まあ、再度あのう、課長にその金融機関は、その農協以外も今必死になって、農業関係に融資しようと思ってます。邑南町ではそういう動きがあるのか、その紹介があったとか、どのようにとらえてますか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) あのう、融資に関する問い合わせというのは、ほとんど聞いたことがございません。ええ、現状としてはです。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、なかなか生産現場が今お金を借りてできるんだよっていう思いも持ってないですし、その補助金をいかにもらうかっていう方向で動くことにより、なんか可能性もつぶしとるのかなあと思います。あのう、世間はもう融資で物事が動いてて、迅速でまあ、幅広い展開、まあ、補助金に頼ることによって可能性をつぶしてるのかなあと思います。まあ、融資っていうことも考えておく必要があ

るのかなあとと思います。あのう、そういう中で畜産というのは比較的、その補助事業が、もありますが、足りない部分はお金をやり、借りてやっていくっていうのが、ある意味こう、常識的になってる、まあ、のう、あのう、他の園芸とかに比べたらこの地域でもお金を借りるっていうのが、あのう、まあ、常識的な部分もあるんだと思います。で、ＴＰＰによって、あのう、まあ、畜産っていうのは影響額が大きく出てます。で、その対策として畜産クラスター事業ってあるんですが、その、まあ、その畜産クラスター事業っていうのは、どういう事業で、まあ、すでに邑南町取り組んでおられると思うんですが、どういう取り組みをしたかをお願いします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 畜産クラスター事業についてのご質問ですけれども、ええ、始めにあのう、まあ、クラスター事業、クラスターということばは聞きなれないことばということがございましたので、少しクラスターの意味から入りたいと思いますけれども。クラスターというのは、あのう、くだものですか、花の房ですか、群れだとか、集団というような意味だそうでした、ええ、まあ、今回の場合は、畜産事業者の皆さんがそれぞれの事業計画を持ち寄られて、ええ、そういった同種の畜産の事業を一つにまとめて作った計画というような意味で構成されております。で、邑南町ではご質問のように、昨年、ＪＡしまね島根おおち地区本部と邑智郡酪農農業協同組合の皆さん、そして邑南町肉用牛改良組合、石見農業共済組合石見支所、一般社団法人アグリサポートおーなん、島根県西部農林振興センター、その他事業主体農家の皆さんを構成員とした協議会を設立いたしましたして、邑南町畜産クラスター計画を作成いたしました。その内容といたしましては１点目に畜産農家自身による粗飼料生産など生産コスト低減の推進。２点目としまして、水田を活用した飼料用イネの増産と飼料用米の推進。３点目に優良乳用牛後継牛の確保と和牛子牛の生産増を推進し飼養管理の改善による生産性向上の推進。４点目にＪＡ、獣医師等による繁殖管理、牛乳生産管理指導の継続実施。５点目に集落営農による水田放牧の実施と畜産農家による放牧の推進といった項目を盛り込んで計画を作成いたしております。ええ、それでこの事業によって取り組んだ事業があるかという質問でございましたけれども、ええ、２７年度において実施したものはございません。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、畜産クラスター事業、まあ、イメージとその関係機関が集まって計画を立てられた、あのう、えと、何かを作ると、あとハードをするっていうイメージがありましたので、その計画づくりだったっていうことが分かったんだと思います。で、その計画の中には確かに必要なこと、今の、こう、畜産業の課題、それに対する対応を述べられている。で、畜産の中も、あのう、酪農だけで組まれたかと思

ったら、えと肉用牛もふくま、含んだ中で計画づくりをされてきたんだと思います。えと、まあ、先ほどあったように、こう、まあ、このクラスター事業っていう計画書があるがゆえに今度はこれから、そのT P Pのいろんな対策法が使えるとか、新たに出てくる事業が使えるっていう理解をすればよろしいですか。はい、あと、それともう1点、あのう、まあ、農業にしても先ほどこう、最初にありましたとおり、まあ、産地間での連携だとか、どういうこと組んでいくかっていう話が出てきたんだと思います。あのう、まあ、農協はすでに県一本になってますけど、その生産者っていうのはいっしょに何かをしようと思っても、行政単位っていうのは、今ばらばらです。で、酪農もまあ、郡酪連でっていうことで、あのう、一つですが、そのエリアとしたら係わる組合員さんは広域におられて、対応する行政も異なっている。で、こういう計画をつくる時もそうなんですけど、その、今、町っていう狭い単位ではなかなかこう物事が決まらない。もっと広いエリアでこう、ものが動く中で、じゃあ、町っていうのは、他の自治体とどのように連携をとってやられているのか。例えばまあ、クラスター事業ではどういうふう

に連携をとられたかで結構ですんで教えてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、生産者団体があのう、広域化している中で町はどのように他の自治体と連携をしているかというご質問だと思うんですけども、ええ、まあ、J Aはご質問のように昨年3月に県下、一J Aに統合されております。ええ、農業共済組合も石見農業共済組合となってそのエリアが大田、邑智、江津、浜田というふうに広がっております。こういった状況の中で、事業を推進する市町の側も、同様に広域の連携体制を取っておりますして、邑智郡のエリアで申しますと、邑智郡農林業振興協議会を設置して、広域的な課題ですとか、緊急的な課題、個別的な課題といった取り組みを行っております。また、邑智郡のエリアに江津市桜江町を加えたエリアでは島根おおち農業再生連絡協議会を設置して、主として水田農業に関する連絡調整を行っております。石見農業共済組合に参加する自治体間では石見地区家畜診療対策協議会を設置して、畜産振興に関する課題の検討や研修を行っておりますし、県下全域をカバーするものとしては島根県市町村農林水産業振興対策協議会がございまして、島根県の農業、林業、水産業等の振興対策の推進を図るための情報交換や研修事業を行っているところでございます。で、あのう、町の畜産クラスター事業についてそういった事例があるかというご質問につきましては、これはあのう、邑南町のエリアで作成したものですので、町をまたいだ連携というようなものはございません。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、まあ、畜産クラスター事業はあのう、邑南町のエリアでつ

くられたものって言われました。で、まあ、一番その不安なのは、例えばあのう、クラスター事業の中だったらWCSにとってもそうですけど、その邑南町内で生産してますけど、供給先は広島であったり、そのまあ、広域的になってくる、で、同じその酪農組合でいっしょに出荷する人たちの間でもそのWCSを使える人と邑南町外の人も一緒に出荷、あのう、にゅ、えと、牛乳としたら一緒に出荷するけど、使える人、使えない人がいる。で、本来であるとかこういう計画とかももっと広域的につくるべきではないのかなあと思うんですが、その町単位でこれからもつくっていても、不都合はないのか。あのう、生産者っていうのは幅広く関係を持ちながらやってきますけど、その生産者同士の連携をいかにとていくのかとかいうと、その町という範囲じゃあ狭いと思うんですけど、まあ、こういうものなのか今後どのように考えられているか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、広域にまあ、事業展開がされる組合などに、そのう、入っておられる農家さん、町の範囲を超えている場合も最近ではたくさんございますけれども、まあ、そういった時にどこまでを邑南町として支援対象にするのかという、まあ、ことなんですけれども。あのう、通常は邑南町で支援をする場合には、邑南町の住民の方に、係わる部分のみというのが考え方だろうというふうに思います。ええ、例えば昨年JAで整備をされましたライスセンターの場合には、受益者は邑智郡内に広がっていますけれども、ええ、邑南町が支援した部分というのはそれぞれの農地の面積で案分した邑南町部分について、というやり方をいたしております。まあ、そのようにあのう、邑南町が支援する部分というのは限定されるというふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、なかなかTPPをやって、こう、大きくやっていこうという生産者とか、こう、幅広い展開をって言ったときに行政の関わり方っていうのが今後難しくなってくるんだと思います。あのう、まあ、町を越えた農業者同士が連携していくときにそれをどうやって支援していくとか、あと、まあ、あと少しちょっと気になったのは、例えばあのう、以前から議会の方で質問出てますけど、あのう、提案として出た中で、ああ、あの、その時は僕らもその、なんでこんなこと聞くんだろうと思ってたんですけど、こう時代が変わったりして、ああ、意味があるんだなあと思ったのが、例えば、あのう、せ、まあ、12月議会に出ましたけど、ハーブ米のつや姫、あのう、もう米が主食かっていうと、世の中を見ると主食じゃなくて、農産物とおんなじ、この商品作物として流通を始めてきた中で、こう、ハーブ米コシヒカリっていうことにこだわる必要があるのか、こう、コシヒカリ自体が知名度が落ちで行く中で、どここの産地も新しい品目を作ってます。つや姫に取り組むっていうのは、すごく価値がある

と思う。それをしていかないと消費者からも飽きられてくるんだと思います。で、僕があと以前、えと、生産工程管理っていうGAPの話をしたと思うんです。で、輸出っていう話しになると、必ず衛生なり、生産に対して国際基準が必要だと思います。で、そういう取り組みを誰がしていくのか。で、特にあのう、5年後東京オリンピックの年に、えと、パラリンピックの誘致の話も出てます。で、来られた人、キャンプが誘致できた時に、邑南町の野菜はそこに供給できるかどうか。国際基準を持ってないとできない可能性があるんじゃないかっていう不安感もあります。で、それらに対して行政がどう応えていくのか。で、計画をつくってやっていくんなら遅れるかも知れない。広域的なところが支援できなければ、なかなか援助できないかも知れない。そうするとやっぱり融資でというのも一つの手段として、お金を借りてやるのかも知れない。やっぱりあのう、できればもう少し先を見て、課題を持ってやっていただければと思うんですが、その、まあ、今後もう少しこう融資であるとか先を見てこうTPP対策早く取り組んでいく、そのへんの考えをもう一度聞かしてくささい。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、融資の話ですけども、まあ、邑南町としては今まであんまり取り組んでなかったという回答があったわけです。で、私もまあ、常々こう思っていることは、いわゆる今までの農業生産者の方々は自らが考えて売るっていうことをあんまりしなかったというふうに思います。ええ、それはやっぱりひとつの補助金行政頼み、国頼み、町頼みという一つの体質が、ことばはちょっと悪いですけどもあったんじゃないか。やはりTPP、おっしゃるように、そういったことを考えるのであれば、やっぱり生き残っていくってことは、自ら自助努力が必要でありますから、自ら切り開いていくっていう、一つの姿勢がなけにゃいけない。そこにはやっぱり補助金ではなくて、ええ、自分が借りてでもこういうふうに農業をやっていこうっていう人でないと、なかなか生き残っていかないという、私はやっぱり思いがあるわけです。ええ、したがって、ええ、まあ、そういう融資のことについては、やはりあのう、ううん、研究も必要ですけども、自ら考える農業という意味では非常に有効になってくるんじゃないかなあと、まあ、いうふうに思っておりますので、ええ、若干の時間をいただいて、ええ、まあ、研究をさしていただいて、少し前向きに取り組んでいきたいなあと、こういうふうに、まあ、思うわけでございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、町長から前向きにっていうお答えをいただきました。で、あのう、まあ、農業現場で今、そのう、まあ、常に不安を抱えながらやる中で、やはり行政なり農協が一步先を進んだことをいかに提案できるか、モチベーションを保てるか

ってというのが、行政なり、農協の役割なんだと思います。で、その役割を失ってくれば、農協のようにとは言いませんが、農協も利用率が低下してきている。で、市場も流通量が年々低下してきてるっていうのは明らかなんだと思います。で、行政もその次の手段を示さない限りはその農業者からだんだん遠ざかれていく、関わりを持つんであれば、やはりこう、必要なことを一歩進んでやっていく必要があるんだと思います。あのう、T P Pはすべてがいいわけじゃあないとも思ってます。国に対しては中山間対策の不十分なところ、もう少しやってもらおうと、こう中山間も伸びる見込みがあるところっていうのはしっかり訴えていくべきですけど、農業者に対しては、こう中山間たいへんだからねっじゃなくて、いい面をアピールしてこう伸ばしていって、えと、農林センサスの新しい調査結果も出てます。まあ、1千万以上のところは酪農の辞められた方もありますんで、若干件数も減ってますけど、意外とこう、全体が減ってる中で、300万から700万ぐらいのあたりっていうのは、えと、農家数が増えてます。それはまあ、直売所があったり、その大きくなる予備軍がたくさん今作られているんだと思います。これをいかに伸ばすかっていうのは行政のあのう、新たな役割かと思えますんで、まあ、融資も含めて検討していただければと思います。で、後あのう、中小企業関係の話は入りたいと思います。あのう、まあ、基本的にはT P Pは農業にとってはデメリットで、商工業にとってはメリットがあるんだよってことで進んできました。じゃあ商工業にとってどんなメリットがあるのかっていうのは、なかなか議論する場がありませんので、この度は質問にします。あのう、町内商工業者にはどのようなメリットがあるのか、お答えをお願いします。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(辰田直久) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、T P Pの町内商工業にはどのようなメリットがあるかについてでございますが、ええ、まずまあ、一般的に言われていることでございますけど、これはまあ、町内の業種によっては異なると思いますが、やはりあのう、輸出相手国の関税が、まあ、撤廃されることによって、貿易手続き等が簡素化されることなどで、優れた工業製品が輸出がしやすくなるということ、これによって、まあ、収入や雇用に好影響を与えるというケースが挙げられると思います。また、あのう、関税撤廃することによって、資源あるいは原材料等がより安く輸入できるという事から、ええ、企業内の貿易を効率化して、利益が増えるといったケースも挙げられると思います。ま、サービス業につきましても、やはり、関税の撤廃などによって輸入製品が安くなることで、売上げの増加であるとか、新規事業への創出が促進されるといった面があると思います。ええ、まあ、このT P Pについて、町内の商工業関係のところへ少し聞き取りをしてみました。ええ、聞き取りをしましたのは、町内の7社で組織されております邑南町進出企業会、これはまあ、製造業が中心でございますが、そういった団体であるとか、建設業に携わっておられ

るところ、あるいは、まあ、あのう、商工業ということで商工会等に、どういう影響があるかということ聞いてみました。確かにデメリットという声はあまり聞こえてまいりませんでした。ええ、まあ、その一方で、あまり大きな影響もないのではないかという意見もございました。で、やはりメリットという面で言いますと、輸出に関連してるところ、まあ、自動車関連でございますけど、そういったところは関税の撤廃のメリットが当然あるということ、あるいは、ええ、これ、建設業などに関連してきますけども、輸入品、まあ、輸入品が、まあ、値下がりすることによって、ええ、メリットがまあ、あるんじゃないかということなどの、まあ、調査結果と言いますか、聞き取りが、で、得られた結果でございます。まあ、あのう、T P Pのメリットをふまえた町の、まあ、施策というところで言いますと、やはりその6次産業化とか地産地消による地域の収益力の強化ということから言いますと、やはり海外へ向けての輸出ということが、ええ、まあ、大きな項目にはなりますけども推進が必要かというふうに思っております。例えば、町内で生産される製品の海外市場へ向けての、まあ、例で言いますと、あのう、町内のある酒造会社はすでに海外での販売を始めておられるということなどがあげられるんじゃないかと思います。まあ、あのう、そういった意味では国際見本市であるとか、そういった観光プロモーションであるとか、そういった取り組みを通じて開拓を進めていく、販路の開拓であるとか、そういったものを進めていく必要があるのではないかなというふうに感じております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、T P Pによって輸出って話が出てる中で、あのう、農産物もそうなんですけど、あのう、関税が基本的に議論されるんですが、あのう、関税っていうのは微々たる影響力なんだと思ってます。あのう、一番大きいのはやっぱりこう手続きの問題なんだと思います。あのう、手続きが簡素化されるってことは、先ほど課長言われたとおり、あのう、邑南町内のノウハウがない、あのう、零細企業であっても取り組み、輸出に組みやすくなってきたんだと思います。まあ、なかなか町内にはこう伝統産業があって、たくさんこう作って自ら輸出をかけるっていうものが、元が、ベースが少ないですんで、なかなかこう、実績っていうのは取り組みにくいんだと思います。ただまあ、どちらかというと、あのう、大企業の傘下のグループ企業であったりしますんで、自動車等、その業界として恩恵があり、それがいずれは邑南町内の企業にもメリットがくる、まあ、国内の経済よくなれば、中山間もメリットがいずれは来るっていうことが構図なんだと思います。で、そういう中であのう、県が条例をつくら、あのう、企業の振興のために条例をつくられました。あのう、まあ、恩恵が来るまでに、時間がある、かかるのであればそれまでにしっかり振興しなきゃいけないでしょうし、中山間のようなところであれば特別な振興策が必要なのかも知れないです。

で、そういう中で、あのう、まずあのう、県がつくった島根県中小企業・小規模企業振興条例っていうのはどのような条例か、で、この条例によって、まあ、県にしてもこう予算が何か組まれたり、その28年度っていうのは施策が何か変わってくるのか、その点をお願いします。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(辰田直久) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、ご質問がありました、島根県中小企業・小規模企業振興条例のことです。ええ、これは島根県の中小企業・小規模企業を支えることで、県内の経済、雇用の場の創出を行い、県民生活の向上に寄与していくことを目的に、平成27年12月1日に施行された条例でございます。島根県内企業の99.9%が中小企業、小規模企業であるという現状の中で、それを様々な角度から支援し、県全体を活性化しようとするものでございます。この条例に基づく基本計画というのが今、制作中ということでございます。ええ、従いまして、具体的内容については、まだ明らかになっていない部分もありますが、島根県のほうに確認しましたところ、現在動いている島根県中小企業支援計画、これがベースとなりまして、円滑な事業承継の推進、安心して子どもを産み育てる雇用環境整備、それから離島、中山間地域への配慮、こういったものが重点項目として追加して盛り込まれるということを聞いております。ええ、まあ、あのう、そのう、現在の島根県中小企業支援計画の内容を、は具体的にまあ、1から7までの項目で様々な具体的な例が挙がっております。ええ、まあ、その中には中小企業等支援する豊富なメニューなども用意をされております。ええ、邑南町におきましても、こういった企業支援の施策を活用して、創業支援や企業誘致、6次産業化支援など条例があります島根県との連携によって、ええ、実績が生まれてもきております。ええ、こういった中で現在邑南町としても、こういった条例と関わって28年度も事業を進めていこうというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、僕だいたい農業振興の話をよくしますが、あのう、最終的に農業振興しても、と、あのう、中小企業の商工業の振興どちら大事かという、僕はあのう、商工業の振興のほうの方が大事だと思ってます。あのう、農業をしても、それに対して資材供給である、できた物の流通、販売っていうのはもうすべてその商工業者さんの力です。で、特にこう地域性もありますが、農業とは言いながら、えと、安定的な兼業農家が主体、その外部での収入がきちんとなければ、農地は守れないっていうことは、いかにこう商工業を振興していくかっていうことはすごく大事なことだと思ってます。で、あのう、県の条例っていうのは、あの、少しあのう、ああ、個人的にも大変期待するところありまして、あのう、課長も先ほどあのう、県の支援計画の中で、こう

特に力を入れられて言われたのが、一つが、えと、円滑に事業継承されることっていうことだと思います。あのう、中小企業の大きな課題は、えと後継者の育成なんだと思います。培ってきた技術なりお客さんをいかに、えと、継承していくかっていうのが課題だと思います。で、もう一個、あのう、特に経営環境にきびしい離島、中山間には力を入れてって言われたと思います。で、それと後安心して子育てをしながら、えと、働くことができる環境整備、これはまあ、邑南町は日本一の子育て村っていうことですでに力を入れとると思います。じゃあ、あのう、邑南町として、先ほどあった、その事業継承をいかに円滑に進めていくかっていう部分、それと、離島中山間には特に配慮した計画っていうことで、県も考える中で、邑南町はじゃあ何をしていく、それに基づいて、どういう形で力を入れていくのか、で、先ほど言われたのは、今まではあのう、まあ、えと、創業、新しく企業化するっていうことで常に力を入れてますけど、じゃあ既存の企業に対して、事業継承であるとか、その特にこの邑南町独自の対策、えと、中山間対策っていうのはどういうことをしていく考えがあるか聞かしてください。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 時間もあんまりないのでございますので、ええ、で、あのう、実は邑南町企業総合支援ビジョンというのを少しお話させてもらいましたけども、私はそこで言ったのは、今大屋議員が言われた、やっぱり今やっていらっしゃる方の事業がどうやって発展的に継承されていくかっていうことが大事だと思ってます。ええ、私はそいで、まあ、企業誘致なんて、50人規模の誘致をしたとか言っても、今は労働力不足の時代ですから、なかなかきびしい。今いる人をどうやって伸ばすかっていうことで、ええ、考えなきゃいけないと思います。で、その時にやはりここは相当の能力を持った専門家がいないと私は、そのう、指導できないというふうに思ってます。残念ながら商工会の指導員ではちょっと無理だと思うし、もちろん行政でも無理です。金融機関がよっても、なかなかむり、難しい。ある静岡県例を申しあげますと、そこには相当長けた方がいて、ええ、もうその市の、個々の商工業者のところ一軒、一軒あたって、あなたの強みは何ですか、こうですよ、だからこれをもっと伸ばしたらどうですかっていうことをもう事細かく丁寧にその人がやっている。まあ、それぐらいやらないと、あのう、なかなかこれは難しい問題だろうと思ってます。じゃあそういう人が、じゃあ今、邑南町いるかって言ったらいないと思います。ええ、まあ、その方にこの間職員が行って聞いたところ、やっぱり1千万級ぐらいの給料を出してでも、やっぱりあのう、公募して、あるいはぜひお願いしたいということと、やっぱり思い切ってやらないと、それぐらいやらないと、やはり、ふさわしい人材はいないということをその人ははっきり言っておられます。ええ、1年の、いわゆる例えば契約で成果がでなかったら、次の人に変えるよって、まあ、それぐらいの気持ちでやらないと創業支援ビジョン、事業継承は絵に描

いた餅になるんだろうと思ってます。まあ、そこんところを私どもは一生懸命勉強している最中だというふうに思っております。それからやはりあのう、私も大屋議員と同感だなあと思ったのは、このＴＰＰにより、町内商工業はどのようなメリットがあるかということをお尋ねですけども、私は特に邑南町の場合は、町内、商、工、農、これは農っていうのは、絶対これはかかせないもんだと思います。商工業だけ、あのう、やはり切っても、やっぱり農業を付けないと、したがって農商工連携ビジョンなんですけども、あえて言うなら商工農連携ビジョンです。いわゆるどのように売っていくか、どのような商品が必要なのかっていうことを、商業の立場から考えていく、だから６次化なんだっていうことで、今いろんな、今、アイデアが出ておりまして、それがおそらく来年度にはそれぞれ商品化につながっていくんだろうというふうに思っております。それが例えば酪農家の方々の所得を増やしたり、というようなことにつながっていくということを今思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、商工業の振興のために専門家が必要だということを町長が今おっしゃられたです。あのう、おかげさまでじゃないですが、農業においてはあのう、専門員を配置していただいたり、こう、えと、新規就農者を育てる仕組みをつくって、そこにえと、普及員さんのＯＢに来ていただいたり、そういう形で専門家を配置していただいた結果として、今比較的そのう、皆さんが思われる以上に農業生産力って強くなってきてるし、新規就農者も育ってきてるんだと思います。これだけ強くなってんだから、ある程度補助金じゃなくて、融資でもいけるんじゃないですかっていう思いがありまして、その今まで農業に使ってた予算ていうのをもっとこう、ある意味商工業に回してもいいと思ってます。で、先ほどこう、専門家をもって言われたのを、今度はその農業予算から回してきてもいいのかも知れません。あのう、商工業が強くなれば先ほど町長が言われたように、農業とタイアップして新しい商品展開、一緒に輸出っていう、あのう、新たな展開ができる。で、今どちらかと言うと、商工業が弱いって言ったら失礼ですけど、なかなか力が入り切れてない。その結果があのう、えと、総合振興計画にもあったですけど、町内の購買量が、えと、平成１５年、じゅ、１３年前後ですか、あのう、１２０億ぐらいあったのが、今半分になっとるんだと思います。あのう、ＴＰＰがあつて物が安くなって、こう安く売れてっていう前に、もう売る業者さんがいない状態、一緒に農業と商品開発をする相手がいなくなる状態になってきとるんだと思います。それほどやっぱり商工業の振興っていうのは大事なのかなあと思います。あのう、最後に課長にちょっと聞きたいんですが、あのう、議会として、僕と、まあ、産業建設常任委員会の委員長としてもどうしていいのかなあと思うんですが、あのう、県はこういう振興条例を、あと、議員発議で出されています。そういう中で一緒に

やりましようなんだと思います。町としたら、まあ、この条例を生かしたまんまやっっていくのか、やはりこう、議会も一緒になって商工業に力を入れるための条例があるといいと思われるのか、特にこう商工会にこう予算を配合して力を入れたくても今、なかなか今まで通りの予算でいいのか、えと、成果はってという問われる時代です。そういう意味であのう、気運を高めるためには商工業は振興のための条例があってもいいのかなあとも思いますし、町としたら、その県の条例で十分できるのか、町としてもこういうのがあって、みんなでこう盛り上げる気運が必要なのか、その考えを聞かしてください。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(辰田直久) 日高商工観光課長。時間がきておりますので、簡潔にお願いします。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、県の条例の基本計画は、まあ、今から整備されるということもあります。で、この16条にも市町村への支援というようなこともうたっています。ええ、それから島根県等という表現の中には市町村も加わるというようなことになっております。従いまして今現時点ではそのう、この条例を活かして連携をしていくという考えでおりますが、まあ、この基本計画ができ上がった時点で、独自に条例を作る必要があるというふうに判断しましたら、議会の皆さんと相談をさせていただいて、そういうことも視野に入りたいというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、町長が最後言われたとおり、農業も含めて商業全体がよくならなければいけないですし、協働でなにかしていかなきゃいけない時代がきたんだと思います。あのう、現場より一歩先を進んだ政策が打てるようにお互い努力していければと思います。以上を持ちまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は2時30分とさせていただきます。

—— 午後 2時16分 休憩 ——

—— 午後 2時30分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして、通告順位第6号、亀山議員登壇をお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、12番亀山でございます。ええ、今日はかなり春めいた陽気で、あのう、いい天気となっております。ええ、さて、去る、3月11日で、あのう、東日本大震災から5年を経過し、花は咲くという歌と共に、この地域防災について改めて考えさせられました。ええ、過去の阪神淡路大震災やこの東日本大震災の教訓として、

行政の対応の限界、公助の限界が明らかとなって、自助、共助、最近では近助という言葉も生まれ、地域コミュニティや日頃の地域の活動の重要性が取り上げられるようになりました。防災意識の高まりや、自主防災組織の誕生にまで至っております。しかし、先の大雪に見舞われた本町において、近年まれな大雪だったため、各方面に多大な被害や影響をこうむっております。その中でとりわけ行政対応のあり方、公助の要望、協働体制の地域格差、こういった課題が浮き彫りになってきたように思います。そうした中で、ええ、私は情報収集または地域の協働体制のあり方を中心に質問をしていきたいと思っております。ちょうど今朝、テレビを観よりましたら、県の防災計画の改定の会議が今日あるそうですが、まあ、今日のこの結果がまた先でそういったことに、県のほうへも反映されればと願っております。ええ、それでは通告しております順番に、ええと、行いたいと思っておりますが、まず、第一はこの度の大雪に際して町民への注意喚起等の情報提供や地域状況を把握のための情報収集を町当局はどのように実施したか。まあ、どのようにというのは、この状況については昨日の、ええ、1 番議員さんの質問の中で、いろいろ災害、被害の状況等の、あのう、報告がありましたので、その情報収集をどのような方法で行ったか、どのような手段で行ったのかということについてお伺いいたします。

●藤間危機管理課長(藤間修) 番外。

●議長(辰田直久) 藤間危機管理課長。

●藤間危機管理課長(藤間修) ええ、注意喚起につきましては、1 月 22 日夕方に松江地方気象台から風雪及び大雪に関する島根県気象情報が発表されましたので、さっそく、防災行政無線により、積雪や路面凍結による交通障害、着雪による倒木などへの注意喚起をとるとともに、各家庭においては、停電に備え、石油ストーブと燃料、数日分の食料と飲料水を準備して下さい、という内容の放送を実施いたしました。実際にあのう、ある通りに参りましたら、たくさんの車がありまして、あのう、買い物をたくさんされておりました。その点見ております。役場としては、大雪警報が 24 日の朝出ましたので、その日曜日の朝午前 6 時に災害の準備体制に入りました。危機管理課、建設課、両支所の職員が登庁しまして、情報の収集にあたりました。情報収集については、24 日その日から 26 日の夕方にかけて、ええ、状況確認に出向いた職員から、車両立ち往生とか、その通行止め情報、から中国電力からの停電情報、その他交通機関の運休、学校の休校、病院等の休診情報など役場に報告、連絡される情報について、ええ、これは危機管理課で一元化して管理しておりまして、そのつど、防災行政無線及びケーブルテレビのテロップで、まあ、24 時間ずっと出して皆さんに発信してきております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、この度は、今の事前の町民に対する注意の徹底が、あのう、なされたとは伺いました。また町民、ある町民の方に伺いましたが、買い物に出

られんけたいへんです、いうたら、いや無線で聞いたんで、はあ買いだめをしておる  
けえ、まあ、豆炭こたつへ入って、こがあしておりゃあ、そのうち雪が消えるよいうこ  
とでした。やはりその事前の通報が、この度はかなり功を奏したのではないかと思います。  
しかしながら、その情報収集の中で、ええ、ありました、聞きましたのは、まあ、  
この邑南町ではありませんが、この度の大雪で隣の浜田市ではその積雪の対応をする中  
で、建物の下敷きになって亡くなった方があったと聞きました。そいから町内において  
も、あのう、除雪作業中に雪ずりによって、両足ですか、大変な大けがをされた、骨折  
をされたということも聞きましたが、まあ、命に別条がないいうことで、あのう、先ほ  
ども言いましたが、事前の皆さん方への周知が徹底したのかとも思います。そこでです  
ね、この度の、あのう、大雪につきましては、まあ、風水害とはちごうて、これが災害  
だろうか、どうだろうかいう、その最後にハウスがつぶれたりしたときにゃあ、それは  
大きな災害だと分かるんですが、その降る道中は、どうだろうか、そういった体制をと  
るべきだろうか、たいへん、あのう、どがあいうか、判断に困られたかとも思いました  
が、さっそく今の準備態勢を敷いて、そういったことが行われたことは、あのう、いい  
結果だったと思います。そこで、今も答弁にありましたが、職員をして地域の情報を収  
集したとあります。これはあのう、邑南町の地域防災計画の、この度は雪ですが、あの  
う、風水害対策編を参考にして、あのう、話を進めさしていただきたい思うんですが、  
その中で準備態勢は危機管理課長がそれを設置することを決定して、そこで処理の内容  
としては、情報の収集、庁舎内の、と関係機関との連絡調整をはかる。これはスムーズ  
に行われたように評価します。そこで、その地域防災計画の中にあります、情報の収  
集、伝達の一般系統というところの中で、これは自己の所掌する業務に関して自らの職  
員を動員し、または防災関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するため、必  
要な情報及び被害状況を取集する、これもあのう、先ほどの報告のとおりだと思います。  
しかし、今の被害状況の調査の中で、まあ、この度は大きなことが、人命にかかると  
がなかったわけですが、調査の中で三つに項目が分けてあります。発生調査、中間調査、  
確定調査、この中で一番初めの初動体制言いますか、発生調査を職員がするということ  
は、また地域からちょっとこれは、あのう、前の25年の災害の時にも声が上がった  
んですが、限られた職員が各地へ出向いて、そのどこに被害があるかわからんのを調査  
するのもたいへんだろうから、地域の自主防災組織あるいは行政、あのう、連絡員は今  
ありませんが、集落の代表者等で収集して、それを報告するようにしてはどうかという  
提案もあったように思います。そうしたことが、あのう、その準備態勢を敷いた危機管  
理課の中で、積極的に地域へ情報を求めるという行動がとられたかどうかということ  
を再度伺いたいします。

●藤間危機管理課長(藤間修) 番外。

●議長(辰田直久) 藤間危機管理課長。

●**藤間危機管理課長(藤間修)** ええ、今おっしゃいましたように、確かにあのう、地域に対して、ええ、25年の災害の時にはちゃんとあのう、マニュアルを作りまして、その地元からもらうような方法をとりました。で、今回確かにそういうものがございませんでしたので、そのへんは確かに反省点と思っておりますので、その後も、えと、今度は自主防災、自治会集落自主防災組織の中で取りまとめる体制を構築していくよう、また今後検討していきたいというふうな反省点を持っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、この度のこの大雪が、先ほども言いましたように、大雨の時とはちょっと様子が違うということで、そこの判断がつきにくかった点もあるかとも思いますが、やはり、あのう、応急対策が必要な場合もありますんで、初期の情報についてはできるだけ早く収集できる体制を講じていただきたいと思います。言いますのは、あのう、邑南町広いで、瑞穂支所、羽須美支所もありますが、そこへ派遣されておる職員は瑞穂の職員ばかり、羽須美の職員ばかりではありません。他地域からそこへ勤めておる職員がその近くの状況が分からんということもありましょし、やはり、様子の分かった地域へ協力を求めるということがぜひ必要ではないかと思えます。そこでですね、ええと、昨日の、あのう、状況の報告の中でありました、これは具体例としていい例かなと思うんですが、羽須美地区の、あのう、後山地区ですか、そこが孤立状態だ、連絡がとれんということで、支所長先頭としてその安否確認に行かれたということがありましたが、これは始めは地域での安否確認から、支所が対応されたものなのか、この後山へ支所長先頭にして消防団長さん始め職員、と一緒に上がった経緯について、教えていただきたいと思います。

●**加藤羽須美支所長(加藤幸造)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 加藤羽須美支所長。

●**加藤羽須美支所長(加藤幸造)** ええ、後山集落への職員派遣の関係でございますが、ええ、倒木ということで、あのう、中電線にかかっているために、えと、倒木の伐採ができないということがありましたので、ええと、除雪車も入れない状況でありました。そういうふうな中で、ええ、後山集落の住んでおられる方の親族の方から連絡がとれないということがありました。そういうふうな中で、ええと、危機管理課と情報交換をしながら、ええ、徒歩での集落確認、安否確認へ出かけるようにしておりました。以上のようなことです。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、それではあのう、今伺いましたように、あのう、その親戚の方からの通報でそういった対応がとられたと聞きました。やはりそういった親

戚の方も役場へお願いせにゃいけんところを、そこをようわきまえられとりますが、普段からそういった体制づくりができとる成果かなとも思います。ほいで、もう一つには水道課においては、この大変な漏水、調査について、大変あのう、辛苦されたようすが、あのう、先の委員会報告、委員会の資料の中で時系列にずっと挙げてありました。その中である方が提案され、ああ、言われたんですが、なるほどなと思うたのは、それも水道課でとられたと言われてます。水道メーターの位置を分かるのは検針される人が一番、その現地の、検針される方が一番よう分かっとるんだけえ、その人の協力を得て、その、あのう、漏水箇所のチェック、メーターがまわりよるか、どがあなかいうところを調べたと言われました。そういったやはり地域の方のその餅は餅屋に頼むいうところのことも必要ではないかと思えます。やはり所掌する部署の職員をしてというのが、防災計画の中にはありますが、それにこだわらずにやはり地域の力、地域の知恵を借りていただくことが大事かなとも思います。それでこの度の大雪の中で、地区の方からも声を聞いたりしたなあ、役場へこれこれ電話したよとか、役場へ苦情の電話をしたとかいうて言われる方もありました。そこで直接ですね、町民の方から、個人的に役場へ連絡された情報や要請がどういったものだったのか、そいでそれにどう対応されたのか。特にあのう、最近のニューメディアを使ったフェイスブックであるとか、メール等を使ったその情報提供というものがあつたのかどうかということ。それが1点と、これは3番目も一緒にいきます。えと、除雪をして欲しいという希望がかなりあつたのではないかと思います。これにはどう対応されたのか、それと建設課においては、ああ、邑南町には浜田道が通つとります。それから国道もあります、県道もあります。そういった町が管轄する以外の道路の情報をどのように把握されておつたのか、その点について2点伺います。

●藤間危機管理課長(藤間修) 番外。

●議長(辰田直久) 藤間危機管理課長。

●藤間危機管理課長(藤間修) えと、町民からの個人的な通報でございますけども、たくさん参りまして、ええ、直接伺った内容は、とにかく停電になった、これはまあ、中電に連絡をいたします。それから倒木により電線が切断している、これもです。除雪を急いで欲しい、これはもう建設課にお願いするしかありません。で、停電に伴って、公民館に自主避難をしたい、これはあのう、自主避難実際していただきました。ええ、除雪ができてないために、家に帰れないので、公民館に自主避難をしたい、という通報。で、屋根の雪ずりが町道をふさいでしまったと、で、個人で対応するにはとても無理なので、町でなんとかしてもらえないかというような、と言った問い合わせもありました。そういった部分については、民家の除雪についてはシルバー人材センターに依頼をしていただき、対応してもらっていましたが、件数が多くてシルバー人材センターも対処できないということでございましたので、これは福祉課の方から連絡がありましたので、

まあ、人命にかかわる状況であれば、消防団員等の出動で対応にあたるんですけども、そうでない場合はシルバー人材センター等ですでにいっぱいであることをお伝えしまして、きん、隣近所の皆さんの共助により、なんとか地域の中で対応していただくようにご理解をしていただいたということもございました。ああ、メールの、ええと、メール等の通報はございませんでした。全部電話でございました。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外

●議長(辰田直久) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、建設課にいただいたご要望の中で一番多かったのがやはり、除雪が遅い、早くして欲しいという要望が一番多くございました。通院時間に間に合わないのでは何とかして欲しいといった要請もございました。ええ、除雪作業中である事、積雪量が多く時間がかかっていることなど、除雪計画に沿って行っていること等を説明し、ご理解いただくようお願いいたしました。いろいろご要望いただきましたが、今回の大雪で特別に除雪を行ったのは、学校給食搬入のための進入路の除雪作業のみです。他にデイサービスの行われている公民館以外の3施設でありますとか、放課後児童クラブ8施設につきまして、27日に除雪目的で現地調査をいたしましたけども、既に自力で除雪が行われておりました。ええ、あとあのう、道路情報でございますけども、浜田道や国道等の通行規制に関しましては、普段から通行止めや通行止め解除などが行われるとほぼ同時に島根県からメールで連絡が入っております。当時も大雪、倒木による交通規制情報について、建設課、危機管理課とともに入っておりました。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、やはりあのう、個人から直接、役場のほう、担当課のほうへ要望がかなり入って対応には苦慮されたんじゃないかと思います。そうしたところで、やはりさっき、先ほど言いました、そういった要望なり、連絡は地区のほうを通じてまとめて入ってくると整理しやすいんじゃないかなとも思います。それと、あ、そこから道路の状況についてですが、確かにあのう、その作業にあたっておられる方は目いっぱい、あのう、作業をされとったわけですが、あのう、浜田道の通行止めについてですが、これはケーブルテレビの定点カメラでもずっとその入り口で停まっておる県外ナンバーのトラックがずっと映っておりました。そいで、浜田道の除雪はどうなってるんかという問い合わせがあったんで、私も聞いてみましたら、今この度の大雪で一生懸命やっとなんで、もうちょっと待ってほしいということでした。そのことも伝えました。伝えましたが、後刻聞いてみますと、高速道路については広島県側から大朝までを優先して開けて、浜田側からは旭インターまでを開けて瑞穂インターのほうはとりあえず置いといて後回しになったんだそうです。ですから、そこでまちよお、待っとられる方が除雪はしよるいうても全然除雪車も何にもこんでいうて、いうことがありました。で、

そういったことがあるのと、もう一つは昨日の一般質問でもありましたが、高速道路が止ったことで、国道、県道が県外者、慣れない人の車でパニックになってしまったという状況もあります。ですから、災害の時のその通行止め、通行止め解除のメール連絡でなしに、普段から、そういった状況が起きた時には、どう対応するんかということその上部機関ですよね、県なり、例えば道路公団であるとかと、普段からちょっと連絡を密にしていれば、住民ももっと安心できるんじゃないかと思います。地域防災計画においても町から県へ報告する、警察へ報告する、項目はえっと書いてありますが、上からの情報を取り入れて、こっちでその判断材料とするところが今一、あのう、足らんところがあるんじゃないかということで、これは要望しておきたいと思います。それでこの度は、ええと、災害対策準備態勢から災害対策本部はつくらずに、すぐ、災害復旧体制へ移ったと伺いました。そこでもう一つあのう、伺うんですが、安否確認のことを役場のほうから民生委員さんのほうへ依頼された経緯があるのでしょうか。それと他の自主防災組織の代表者とか、他のほうへ連絡された経緯がありますか。

●**藤間危機管理課長(藤間修)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 藤間危機管理課長。

●**藤間危機管理課長(藤間修)** 安否確認についてでございますが、24日大雪になった日の夕方に、ええ、民生委員さんに福祉課のほうから、あのう、安否確認をしてくださいという依頼を差し上げました。で、実際に今度は地域別の連絡先、要支援者の支援は機能したかということだと思いますけども、緊急時の連絡協力者につきましては、自治会に選出していただきまして報告をいただいております。で、今回の大雪に関して、人命にかかわるとか大きな被害の発生がまあ、把握できておりませんでしたので、無いということでそれぞれの自治会の被害時緊急連絡協力者あるいは自治会長さん等、に役場からの地域の状況どうであるかといった問い合わせは実施はしておりません。ええ、まあ、こういう時にこそ自主防災組織の皆さんの独自の判断による活動が地域防災力として大きなポイントとなると考えております。この点については今後皆さん地域内で、ええ、防災時の訓練、それとか危機管理課からの出前講座等で、また皆さんに周知徹底していかなくてはならないと考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、安否確認の依頼は先ほどの答弁のとおり、危機管理課のほうから民生委員さんをお願いしたということ。そうすと地域で民生委員さんに、ごめんなさい、福祉から民生委員さんのほうへお願いしたと。それで他へは自主防災組織へも連絡、その安否確認の要請もなかったということで、地域では民生委員さんが頭に立ってその安否確認を、情報収集をせにやれん状況だったと思います。そいで民生委員さんのことにつきましては、ちょっとその期待度言いますか、行政が求めるものがち

よっと負担が大きすぎるんじゃないかという感じがします。昨日の7番議員さんの答弁の中で、危機管理課長がこれは答えられたんだと思いますが、東日本大震災の犠牲者の中で、消防団員等含む支援者は、281名、その他に民生委員さんが56名あったと昨日の答弁でありました。民生委員さんの仕事というのはなんなんでしょうか。災害の時には消防団の団員と一緒にあって、その要支援者の避難の手伝いをせにゃあ、いけんのでしょうか。それといろんなこの防災計画の中にも、いろいろ書いたる中で、地域での動きという表現の中で、民生委員さんという言葉が地域の代名詞として使われることがよくあるんですよね。民生委員さん、あるいは、自主防災組織、地区社協とかいうことが。それに協力をお願いしますとかいろいろ書いてあるんですよ。ほいでこの度は民生委員さんにだけお願いしたということで民生委員さんの負担がかなり大きかったと思います。それで、民生委員さんは実直な方がおゆうて、責任感の強い方おいしいです。ですから、自分でなんとかせにゃあいけんと思われて、まあ、この度はちょうど、あのう、被害はなかったんですが、ひどい災害の時にはあるいは民生委員さん自身が被害にあわれるかも知れません。ほいで、全国の民生委員会の資料を見してもらいますと、民生委員はまずもって、自分の身の安全を確保しなさいと、そいで家族の安全を確保しなさい、災害時ですね。それで皆さんをまた援助してあげなさいというのが、書いてあります。しかしどうでしょうか。私たち地域住民も民生委員さんの仕事をちょっと無理をお願いするように、民生委員さんへ無理な、あのう、期待をしておるんじゃないかと思います。これは民生委員さんから聞いたわけではありません。これは他のところの災害地の例ですが、民生委員は各機関への、関係機関への取り次ぎ役であって、ボランティアを、役目を引き受けるものではないというのがアンケート結果の中であったそうです。そこではやはりこれから地域の力を借りる言いますか、地域が自主的にやっていく中ではやはり自主防災組織等の位置づけをもっと高めていって、民生委員さんのその日ごろの活動は確かにあります。災害時の負担を少しでも少なくしてあげるような対応が必要ではないかと思います。そこでさっき、あのう、答弁の中で、これは聞く前に答弁してもろうた、地域緊急連絡先についてはこの度はこのような状況でいごいておらんということ。そいでもう一つですね、要支援の機能です。これについて、昨日の7番議員のさんの答弁の中で、は、ううんと、これは昨日ありましたように、災害弱者の個別計画がこの山陰両県では邑南町だけが個別計画をたってあるということで、これは正に自慢すべきことだということがありました。昨日の答弁の中で、平成25年の11月に邑智郡の事務組合のシステム改修で体制が整えたと。しかし26年の法改正で、今のその情報が災害関係者の方に情報を伝えてもいいですよということが伝わってらんかったという答弁でしたが、この災害弱者の個別計画の中で、邑智郡の事務組合のシステムの変更がどういうふうに関わったか、ちょっとわたしくしには、分からなかったんでその点をもうちょっと詳しく教えてください。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** まず、あのう、民生委員さんの日常の活動のことについて申し上げたいと思います。民生委員さんにつきましては、民生委員法第14条というところに活動が決まっております。1番目としたら、住民の生活状況を必要に応じ、適切に把握しておくこと。2番として、援助を必要とする人が自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言や援助を行うこと。それから3番目としまして、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するための必要な情報の提供や援助を行うこと。それから4番目として社会福祉事業者また、または社会福祉の活動を行うものと密接に連携し、その事業や活動を支援すること。それから5番目として、福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること、の5点となっております。こうしたことから、あのう、普段の地域での活動でございますが、とても幅の広い活動を行っていただいております。その中には、お年寄りや障害のある方の見守り活動もあります。時には気になる方への安否確認を兼ねて訪問も行っておられます。で、近年災害に関する、非常に関心が高まったことから、この民生委員さんの活動が、災害時の活動に特化して過剰に取り上げられているという懸念もございます。ええ、地域におきましては、災害時における安否確認は民生委員のみがすればよいというような誤った認識があれば、大変な重圧が民生委員にかかることとなります。これは議員おっしゃったとおりだと思います。ええ、民生委員は平素の相談や見守り活動から災害時においても地域と連携、協力できる存在です。しかし、あのう、これもおっしゃいましたように、一人で複数の集落を担当するなど災害時の対応には限界があります。災害時やそれまでの準備について地域と民生委員がどのように連携するのか地域の実情に応じ、事前に話し合っておくことが重要です。おりしも、このことについて、邑南町民生児童委員協議会、これは邑南町全員の民生委員、児童委員さんの66人の協議会ですが、この中でも会の研究テーマとして取り上げられております。平成27年度は、各自治会における民生委員と自治会のかかわり方の状況をまとめておられます。この結果を受けて、平成28年度も引き続き民生委員と自治会のかかわり方について協議会の重点項目として、研究検討されることになっております。町としては、その議論の行方を見守ってまいります。

●**藤間危機管理課長(藤間修)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 藤間危機管理課長。

●**藤間危機管理課長(藤間修)** ええ、名簿のことについてでございますが、ええ、法改正に伴いまして、避難行動要支援者名簿の作成をしております。これは、あのう、実は平成26年の2月の、ええ、邑南町の地域防災計画の修正ということで会議に出しております。ええ、これはですね、まず、要支援者関係ですけども、ええ、避難支援を、避難支援等の関係となる方ということで、これ、邑南町の消防団、江津邑智の消防組合、川

本警察署、民生委員さん、邑南町社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等が支援者となるということになっております。でこの避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲でございますけども、75歳以上のみの世帯、それから要介護認定3から5を受けている者、身体障害者手帳3級以上を所持する者、療育手帳Aを所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者、見守りテレビ加入者、緊急通報設置者、妊産婦および乳幼児、難病患者、日本語に不慣れな在住外国人、という項目を、ええ、実はこれは、あのう、本当は個人情報ですけども、この情報を各部署から得まして、で、ええと、システムのコードを改修しまして、それに該当になる方の名簿を別に作ると、そういうシステム改修をしたということでございます。ですから、当時、法改正になって、あのう、ええ、こういう個人情報は出しちゃいかんというのが基本でございますけども、それが、このためには出せるようになったと、そのものを実際災害の時には、その要支援者のほうに対して名簿を提供できるという法改正でございます。これはあのう、個人の、あのう、ええ、承諾云々はなしで出せるという法改正になったということでございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、福祉課、先ほどの福祉課長の答弁の中で、あのう、自主防災組織と民生委員さんとの、これ、協議がこれから進められるということで、これはいいことだと思います。しかし、その中で行政としてはそれを見守っていきますということがありましたが、見守るだけでなしに、要は民生委員さんにはその状況がよく分かるんですが、例えば自主防災組織にその民生委員さんの役割であるとか、民生委員さんへの過大な負担が掛かるとる意識があるかどうかということも問題になりますんで、もう少し積極的に自治会なり、自主防災組織の方へ、行政としてアドバイスを考えて見ていただきたいと思います。そうせんと、また元へ戻ってしもうて、やっぱり民生委員さんという結論になりました、はあ、そうですかじゃあ終わらんような気がします。それと、ええと危機管理課長、答弁いただきました、この法改正によって、いろいろ事が変わったということは分かりますが、しかし、各自主防災組織の中では、むかし各集落で調べたりしたその情報ですよ、そういった時には個人情報だから出しちゃいけませんと、ほいで、関係者にそのコピーが欲しいいうても、コピーすらいけませんということが、未だに頭の中からはなれんところがあるんです。その26年の法改正の状況がまだ地域へも伝わっておらん現実があることを、あのう、分かっていたきたいと思います。その上でこの、その要援護者に対する対応をどうすべきかということも、また自主防災組織のほうへ指導なりいろいろ助言をしていただきたいと思います。そこです、ただ、災害の時に、さあ、だましにどうしようか、助けようか、助けてもらおうかじゃあやれません。日頃のその地域コミュニティのあり方、それも問題があらうと思

ます。ああ、ので、ちょっと視点を変えて、ふだんのことについてですね、お伺いしたいんですが、6番目にですね、ええと、この度3月に地域保健福祉計画が改正されました。で、そのテーマとしては地域で支え合い、誰もが健康で生涯元気なまちづくりということがうたわれております。それでその計画の中にあります、高齢者への総合的な支援、支援のネットワークづくりの中で、ええ、地域住民や民間事業者、専門機関等地域の関係機関がそれぞれの役割の中で相互に連携をしながら、見守り活動を行う。高齢者見守りネットワークを構築して、地域全体で支え合う体制を目指しますとあります。これをここには計画としてあがっとるんですが、これを具体的に実施するには、今、具体的な構想がありますでしょうか。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 番外

●**議長(辰田直久)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 高齢になっても、住み慣れた地域で、できるだけ人生最後まで安心して住み続けたいという思いは、多くの住民の方が持っておられるのではないかと思います。昨年、町の総合振興計画策定のためのアンケート調査の結果でも、町民の約8割の方が、邑南町への愛着を感じておられ、また、邑南町にこれからも住み続けると思う割合も約8割となっております。こうした思いを実現させていくには、さまざまな取り組みや助け合いが必要であります。まず、現在、町内にどのような支援の手段があるのか確認したいと思います。基本となる地域での生活に関しては、隣近所、集落や町内全域で結成された39の自治会がございます。また公民館単位での活動もございます。医療の分野におきましては、公立邑智病院と11の診療所、4つの歯科診療所が連携されており、また、近年はドクターヘリの運航も定着し、充実した環境となってきました。介護の分野におきましては、各事業者により在宅生活を支えるための各種介護保険サービスが展開されております。それぞれケアマネジャーさんにより、サービスの検討、計画支援がなされております。また、あのう、保健衛生の面では、各集落の保健衛生委員さんに大変お世話になっております。生活の見守りという視点でとらえると、先ほどありました民生委員さんの訪問活動、配食サービスによる見守り、緊急通報装置やケーブルテレビを利用した見守りテレビのしくみ、また、権利擁護センターによる支援の取り組みがあります。集いの場という視点でとらえると、地域ささえあいミニデイサービス、社協のいきいきサロン、交流型デイサービスなどが展開されております。食ということに関しては、社会福祉協議会や業者の方をお願いしている弁当の配食サービス、また社会福祉法人さんの地域貢献による配食や食事の提供。買い物という視点では、町内商店や町外の業者の方の商品配達が多く実施されております。交通面では、通院バス路線の確保、通院タクシー助成制度、民間では介護タクシーを運営されております。ちょっとした生活支援としては、社協の地域福祉サポーター、シルバー人材センターがあります。生きがい面や、健康づくりでは、老人クラブの活動、介護予防のボランティアポイント制度、保健課の運動教室などがあります。他

にも、ボランティア団体や、趣味のサークル活動等、地域には、お年寄りを取り巻くさまざまな地域資源があります。今年度、おおなん丸ごと支え合いチームと名付けて、邑智病院、邑南町社協、役場の保健課、福祉課でプロジェクトチームを作り、各公民館で出前講座を開催させていただいております。住民が今後も住み慣れた地域に住み続けるには、どのような互助活動が不足しているかを考えてもらうきっかけづくりをねらいとしております。地域めぐりをしてみて特に感じられたことは、各々の地域によって状況が異なるので、今後の取り組みも画一的にはならないと思われる点でございます。今後につきましては、何が不足しているのか、どういう支えがあればよいかということを地域で工夫されて取り組まれることを期待しております。町のほうでは、新年度に生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の調整、サービス提供者間の連携に努めます。また、公民館単位の地区別戦略の中にも生活支援策が盛り込まれておりますので、それについては、少しでも実現できるよう支援していきたいと考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、今答弁いただきましたように、かなり多くのメニューが考えられておるようであります。やはりこういった日ごろの、あのう、隣近所のお付き合い、地域とのお付き合いの中で、いざ、災害の時にはどうするだろうかいう、あのう、迅速な対応ができると思いますんで、まあ、福祉課としてもこの事業を、あのう、積極的に進めていってもろうて、計画が実現するように期待をしております。そこでもう一つここで確認をさしてください。あのう、また元へ戻るようですが、災害状況の把握、のことは先ほど聞きましたが、被害状況の報告についてですね、これは正式な回答としていただいたわけではないんですが、個人の財産に対する被害報告については、取りまとめをするんでなしに、個人が報告するのが建前だということが、どっからか出たか分かりませんが、そういった情報が流れてきたんですが、それはほんとででしょうか。

●**藤間危機管理課長(藤間修)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 藤間危機管理課長。

●**藤間危機管理課長(藤間修)** えと、先ほどのお答えの中でありましたけども、あのう、個人で電話を役場にかけてらっしゃる方はたくさんいらっしゃいまして、それは対応しておりますので、あのう、そういった、あのう、個人のことは個人でということは考えておりません。ですからちゃんと受けるようにしております。基本は、25災の時のようにですか、基本はあのう、自治会等でまとめていただいて、あのう、もらうようにしてますけども、個人のことにしても、聞くようにしております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、やはりこれは本当だったんで。言いますのは例えば個人が

直接役場へ報告されると、そこで間を取り持つべき集落の代表なり、自治会長さんは頭素通りでいきまसानね。そうすると、今後のことについてはあんた好きにやりんさいやということにもなりかねません。そいで、やはり受けたほうとしては一応受けてもやはりその自治会長を通じてまた改めて出してくださいというぐらいな配慮が欲しいような気がするんですよ。特にこの度、あのう、25年の災害の、特に小災害やなんかの、あのう、申請とかは集落まとめて集落長さんが出されとりまसानね。そいで、こんどそのう、自己分担金についても、集落長さんの名前でその何工区から分がまとめて請求書が来るんですよ。それが個人で直接建設課とか災害対策室と取り合われた場合は、さあ、集落の代表者の人はどう扱うんですか。やはりそこんところ地域で、そのう、地域の活動を壊さないような体制、地域の活動を育てるような対応の仕方というもんを、その電話口、とか窓口対応のほうでも心がけていっていただきたいと思います。それとさっきにありましたが、いろいろな計画、地域でやることが望まれます。地域でやってくださいとかいうことはよく聞くんです。一般論としては分かるんですが、さあ実際それに対応する時にはどうなるんでしょうか。例えば地区の代表者の方をお願いします。いろいろお願いしますというのは書いてあるんですが、そいじゃあ、引き受けましたという確認がとれとるかどがあなかいということです。普段通常のことならええんですが、とりわけ災害の時には、情報は流す、受けたかどうか、その人がやってもらえるかどうかがあなかいところの確認までとつとかと、万が一いろんなこと、事故が起きた時に、わしゃあ聞いとった、聞かんかった、伝わとった、伝わらんかったということがあって、やはり行政からお願いする場合には、確かにそれを引き受けてもらえるかという確認、こままでが災害の時の対応については必要なんじゃないかなと思います。特にあのう、災害発生時の調査の依頼については、地域でまとめて出してもらいますということは今も言われました。しかしそれを、実際に地域がそうしますいうてうけとっちゃうんさるかどがあなかいところを、も、確認も日頃とっておくべきではないかと思います。それと緊急連絡先についても、まあ、この度は災害だろうか、どうだろうかというような状況でしたが、やはり普段のなんでもないええ天気の際に防災訓練をして、さあ災害ですよいうて、サイレンを鳴らすもええですが、いざこういった、あのう、気象台のほうから異常な、あのう、情報が入った場合には、そりゃあ訓練もかねて、それこそその地域へ向いて、安否確認のようなことも試みるべきではないかと思います。そいでいろいろ言いましたが、やはり地域の温度差もあります。自主防災組織の温度差もあります。町内いろいろ温度差があるんですが、やはり統一したルールでできるようなことを普段からやはり地域の方とさっきの確認をとりながら、特に災害、あったときのことで、確認が取れる状況を作っていただきたいと思います。いろいろ公助の検証や改善も必要だと思います。昨日の水道課長の答弁の中にありました、漏水の水道代の減免を要望される方がありましたが、それに対して水道課長の答弁は、データーをもとにそれを分析して、過去の経

験も活かしながらこうですよという、答弁をされました。確かにそれは、説得力があります。確かにそうだなあというて、説得力があります。しかし一方では除雪についてですよねえ、除雪についてはいろいろ電話対応でこうこう言いました。指導について軒先まではだめですよと、できませんと言いましたという報告もありました。それと先ほどの地域保健福祉計画のパブリックコメントが1件ありましたでさあね。それは、あのう、質疑の時でも確認しましたが、その町の考え方の中にも、これちょっと理解しにくいところがあるんで、除雪は公の道路をやりますと、理解してくださいと。しかし高齢者や隣近所の助け合いでの除雪は無理だのは分かっとなります。そいだが、やっぱり地区社協や自治会や自主防災組織、隣近所の助け合いでやってくださいという結果なんですよ。そいじゃあこれは町民から福祉課のほうへ投げかけられたこの問題を自治会やらこれを社協のほうへ振った形だろうと思うんです。ほいじゃあそこが確かに受けてもらえるかどうかあないうとこの確認が災害の時には必要ではないかと思うんです。それと、昨日にありました、除雪体制、もうちょっと早うからやりゃあ、早う道が空くんじゃあないか。そいからもうちょっと丁寧にやってほしいという住民さんからの意見もありますが、これは除雪の経費についてみますと、27年度は当初で7千200万が除雪経費として挙がっております。そいで、5号補正で今年になって3千万の補正をして、27年度は今1億円を超える除雪費を町がつぎ込んでやることになってます。また今提案されとる28年度の除雪費の予算は、7千800万あまりがあがっとなります。これをどんどん増やしていったって、町民の希望に応えられるように、2へんも3へんも除雪するんか、10センチでも除雪するんかということは、やはり財政負担等、の絡みも考えていかんやあいけんのじゃあないかと思えます。それと確かに除雪は、皆さん雪をとってもらやあええんですが、あのう、昨日話があったように、ほとんど70台の機械の内ブルドーザータイプは1台だと伺います。あとはすべてタイヤショベルのタイプ、これは暗いところ、特に路肩のはっきり線道路やなんかは大変危険なんですよ。タイヤを踏み外したらコロんと転げてしまうですよ。ブルドーザーならなま下駄なんで、少々やおいところへ行ってもはまらんのですが、そういった危険もあるということも皆さん知っていただきたい。そいからオペレーターも舗装の上をどんどん走りよって、下水のマンホールへひかかるとオペレーター前へ飛び出すんですよ。マンホールのふた、硬いんで。そういったこともある、オペレーターの危険、またそれと財政的なことも考えながら、町民の方に理解してもらえるような説明をお願いしたいんです。行政としての対応はできませんという答弁だったんですが、やろうと思うんだが予算がないけできんのんか、やる気がない言いますか、やる考えがないというのか、そこんところもはっきりしてやはり町民の公助に対する期待に対して、できんところはできんいうことをはっきりしていかなと、共助の、共助なり自助の育成には今後つながっていかんのではないかなという感じが私はしております。そこでいろいろ言いましたが、町長、こういった、あのう、地域防災

計画、早くから立って、いろいろ進めてきて、おるわけですが、やはり今一度自助、共助、公助についてもっと具体的な検討をしていかなと、絵に描いた餅いうようなことになってはいけん思うんですが、やはり、いろいろな施策を進める中、項目としてはあがってきとるんで、目的としては。あのう、第2次総合振興計画にでも、心通わせともにつくる邑南の里。そいから先ほどの地域健康福祉計画、その中でも地域で支え合い、誰もが健康で生涯元気なまちづくりをうたっております。それと今年から始めようとしております、地区別戦略、これにしてもやはり地域の話合い、地域の協働の力がないとこれは実現せんと思います。ここで今一度、地域の協働の力を発揮できるように行政として公助の限界と、共助の必要性というものを、自治会長会議あるいはいろんな公民館活動等通じて今一度町民の方に認識してもらう必要があるんじゃないかと考えますがいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、災害にはまあ、いろんなタイプがあるわけですし、ええ、特に25年は集中豪雨で、まあ、これはこれで本当に大変な状況で、それに対しての学ぶべき点はずいぶんあったと思います。で、あとまあ、地震であるとか、今回のような大雪であるとか、まあ、今回その大雪であったわけでありまして、その災害の、まあ、中身によって、またやり方も変わってくる面もあるんじゃないかと思います。したがって今回はまあ、38年以来の50年以上、半世紀以上ですね、大雪だったものですから、ああ、大変にまあ、反省点も出てるわけでございますので、そこをしっかりと整理をしていかなきゃならないというふうに、まあ、思います。ええ、一つはやはりあのう、公助の限界、私もその通りでございます、自助、共助、一つはあのう、この大雪に関してはもう既に新潟県、まあ、長野県等々先進地がずいぶんあるわけですね。で、特にあのう、私も長野県の栄村行ってきましたし、それから津南町も行ってまいりました。それは今回あったからじゃなくて、以前行ったことがあるということですけども、もうそこではもうかなり共助、自助にほんとにそれに取り組んでいらっしゃる豪雪地帯です。やっぱりそういうところに行って、ええ、学ぶというのは非常に大事なことから、まあ、いうふうにも思っております。ええ、確かに今回でもそれに対応すべく町内での先進的な事例もございましたが、まだ、まだやはり足りない面もあるかと思います。そういう意味でそういう学習は大事。それから民生委員に過度のっていう話もあったわけでありまして、まあ、話し合いが今からされるわけで、私もやっぱり民生委員の方々に何もかもってというのは問題があるかと思います。ええ、まあ、そういう中で今あのう、防災士をですね、養成をしておるわけですね。で、これは何のために養成してるかっていうことはやっぱりよく考えてもらいたいと思うんです。これは行政も、皆さんも。で、私はまあ、100人ぐらい必要だということで今順次やってるわけですが、

私が持っている手元にはすでに67名の防災士がいらっしゃるんですよ。で、しかもそのうち45名の方が各自治会の代表としていらっしゃるわけですね。その方は当然自主防災組織、自治会ごとの、やっぱり中核にもなるわけですね。で、これはあのう、講義でまあ、まあ、資格を取ってもらってるっていう理由もあるわけですが、まあ、その方々のやっぱり役割をもう一度こう見つめ直すというのは必要なかなあと、これだけの人数がいらっしゃればほんとに心強い限りであります。しかもあのう、自治会39ございますが、自治会でいらっしゃらないのがたった五つ、あとの39引く5、34はですね、すべて自治会の防災士がいらっしゃるわけです。ふたりも、二人いらっしゃる場所もあるわけであろうと思います。そこの活用をやっぱり十分に考えていく必要があるのかなあと、特にあのう、自助、共助っていうところで啓発という部分を含めて。ええ、で、まあ、現にあのう、石見中央自治会、まあ、まさに議員もいらっしゃいますけども、防災士の資格を取って、で、もう自主的に先般もやられたわけではありますが、避難訓練、災害に対する対応、ほんとにあのう、よくやってらっしゃる。で、その方はたまたまあのう、広島消防局につとめていらっしゃる方でありますので。いずれにしてもあのう、それぞれの地域には、ああ、そういった何らかの方々がいらっしゃるというふうに思いますので、ここはやっぱり町ぐるみで災害に対応するということをあいこばにそれぞれに地域のマンパワーをフル活用するということをもう一度やっぱり話し合いをしていただいて、ええ、次の災害に立ち向かわなければならないと、そういう気持ちだというように思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、えと私はいろいろ公助の点についてを言ってきましたが、先ほども町長言われたように、邑南町でも先進的な優良事例も伺っております。例えば孤立した家から連絡があったら、地区の社協が対応して除雪機を用意しとるんで、除雪作業にあたられたとか、ほいからある家庭では、透析の患者さんがいらっしゃると、ほいで、大雪でその病院へいけないのということが、自治会か集落の代表者のほうへ連絡があって、すぐそれから役場のほうへ連絡とられたか、地域で対応されたか、そういったことで対応を、ができたというところもあります。やはりそういった先進、いい事例が邑南町にもあります。ほいで特にこの度の分でもケーブルテレビで流してもろうて、おうそうか、そいじゃあうちらも考えにやいけまあかと、気づいてもろうた自治会もあるそうなんです。だけ、ぜひせつかくの機会なんで、念を押すようですが、今のそういった警報とか、住民に伝えることについては、繰り返し徹底をして欲しいということと、今の共助、自助についてもういっぺん、皆さんに考えなおしてもらおう機会をつくってほしい。それといい事例があります。邑南町の。それを町民の方に知ってもらうために、官房長官しっかり活躍していただきたいのと、やはりケーブルテレビ、社会教育等通じな

がらあらゆる面でこの防災体制が邑南町が名実ともにどこでも誇られるような体制がつくりあがるよう、ことを祈念しまして、また行政の指導をお願いしまして、私の一般質問をこれで終わります。

●議長(辰田直久) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労様でした。

—— 午後 3時33分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員